

池田大作の平和観と世界秩序構想についての一考察

—人間・非暴力・民衆をめぐる—

中山 雅 司

はじめに

1. 池田の平和観における平和と人間—人間のための平和—
 - (1) 平和観の核心と特徴
 - (2) 平和観形成の淵源と背景
 - (3) 基調としての人間と生命の尊厳
 2. 国際社会における国家と人間—国家のための平和—
 - (1) ウェストファリアシステムと「戦争の文化」
 - ①国際社会の誕生と構造
 - ②「戦争の文化」の土壌
 - 1) 文化帝国主義、自文化中心主義
 - 2) 科学万能主義、物質至上主義
 - ③戦争の規制（個別的暴力の禁止と公権的暴力の容認）
 - (2) 第2次大戦後の潮流における平和と人権
 - ①国際社会における「秩序」と「正義」—人権の国際的保障—
 - ②核兵器の登場と人類史的意味
 - ③植民地の独立と人権概念の発展
 3. 平和への新たな課題—冷戦終結とグローバリゼーション—
 - (1) 最近の国際社会の変化
 - (2) 脅威の多様化と絶対平和主義の課題
 - ①人間の安全保障と人道的介入・保護する責任
 - ②武力の行使と絶対平和主義
 - ③テロと「テロとの戦争」がもたらす問題
 4. 池田の平和観とグローバルガバナンス—国連・法・民衆による平和—
 - (1) マルティラテラリズムと国連の民主化—国家をつなぐ—
 - (2) 「力の支配」から「法の支配」へ—国家を裁く—
 - (3) ボトムアップによる秩序構築—国家を動かす—
- おわりに—パラダイムの転換と池田の平和観—

はじめに

「平和」は、社会の秩序や人間の生き方にかかわる重要な概念のひとつである。同時にそれは、多義的でイデオロギー的な概念でもあることから、さまざまな形の「平和」の名のもとで、社会の枠組みや人類の歴史の趨勢に大きな影響を与えてきたことも確かである。この「平和」をどう定義し、具現化していくかは、人類の未来にとっての重要課題であるといっても過言ではない。

ひとつの理念が時代のエトスを醸成するとともに人類の命運をも左右することを考える時、創立者池田大作先生（以下、池田）の平和についての考え方、言い換えるならば平和観について考察する意義は大きい。それは、池田研究においても避けて通れないテーマであるように思われる。なぜなら、池田の平和観は、その世界観、人間観と密接不可分のものであるばかりではなく、「平和」の実現こそが池田の行動を貫く原理であり究極的な目標であるといっても過言ではないからである。そして、何よりも、池田の平和観がこれからの地球社会において、新たな秩序構築のパラダイムとしての役割を担いうるのではないかとの問題意識があるからである。

このように考える根底には、これまでの国際社会における平和の思想と構造が必ずしも人間の幸福と社会の繁栄をもたらしてきたとはいえないのではないかとの認識がある。「平和」が少なくとも人間の幸福や社会の繁栄に資するもの、あるいはそれらが実現された状態であるとの理解に立つならば、はたして人類の歴史はこのような意味において平和であったといえるであろうか。これについては、否定的にならざるをえない。平和と人間の関係について端的に表現するならば、「平和のための人間」ではあったかもしれないが「人間のための平和」ではなかったのではないかという点である。ではだれのための平和であったのであろうか。それは国家のための平和であったといった方がよいのかもしれない。もちろん、国家は人々を守り、幸福を実現するために存在し、そのために平和を追求してきたことは確かである。すなわち、少なくとも立憲民主主義国家においては、国家は国民からの負託に基づいて権力を行使し、国民のために行動する存在として理解される。その限りにおいて、国家の利益と国民の福利は一致するはずである。しかし、「平和のためには戦争の準備をせよ」との古代ローマの格言が示すように、およそすべての権力者は軍備の強化によって内外の平和を守ろうとしてきた。そして、軍備は平和の原因よりも戦争の原因になりがちであった⁽¹⁾。平和のために戦争をするという逆説は、結果として人間の生存や幸福を奪ってきたのである。その意味において、人類の歴史は「戦争の文化」であったともいえる。その「戦争の文化」を「平和の文化」に転換する、ここに池田の人生観、平和観の大きな核心があるといてよい。

ところで、「戦争の文化」はいつ形成されたのか。人類は、その歴史が始まって以来、争いを繰り返してきたことを想起するならば、人類史は戦争の歴史であったといってもよい⁽²⁾。しかし、

(1) 河合秀和「ジョセフ・ロートブラット／池田大作『地球平和への探究』をめぐる」(週刊誌書人2006年7月21日)。

(2) 統計によれば、紀元前3600年から現在まで、約5600年の間で、平和期と言えるのはわずか300年たらずだとされている。その間におきた戦争は1万5000近く、死者数は35億人を超える。とくに、紀元1500年か

ここではとくに現在の国家、すなわち主権国家が誕生したとされる17世紀半ば以降の国際社会に焦点を当てる。それは、主権国家からなる社会の構造、すなわち主権国家体制（ウェストファリアシステム）に戦争の大きな要因をみることができると考えるからである。また、近現代は、科学技術の発達による軍事技術の向上によって強大化した兵器により、戦争が大規模化、残虐化した時期でもあった。その究極が核兵器であり、戦争は一般市民を巻き込んだ総力戦の様相を呈した。いうまでもなく、平和を妨げる要因は国家間の戦争や紛争に限られるものではない。近年は、内戦やテロなど紛争形態が多様化するとともに、貧困や人権侵害、地球環境問題、感染症など、私たちはさまざまな地球的諸問題を前にその解決を迫られている。その意味で、20世紀はまさに「戦争と暴力の世紀」であった。このような国際社会において平和をどう定義し、実現するかは喫緊の課題である。

本稿は、池田の著作、対談、講演、提言等における「平和」の意義および特徴とその世界秩序構想についての検討を通して、それが21世紀の平和秩序の構築にどのように寄与しうるかについて考察するものである。以下では、1において池田の平和観について、「平和」と「人間」の視点からその思想の核心と淵源について考察する。2では、近代以降の国際社会における国家と人間の観点から、「戦争の文化」がどのように形成され、また規制されてきたのかについて述べたうえで、第2次世界大戦が平和と人権の関係に及ぼした変化、およびその後の核兵器の登場と植民地の独立がもたらした影響について検討する。3では、冷戦終結とグローバリゼーションという最近の国際社会の変化のなかで、国際社会が抱える平和の新たな課題について検討する。そして、4では21世紀における平和のための世界秩序構想について、池田が指し示す視座とその方策の意義について考察したい。

1. 池田の平和観における平和と人間一人間のための平和一

(1) 平和観の核心と特徴

池田が執筆した小説『人間革命』は、「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。だが、その戦争は、まだ続いていた」との有名な一節で始まる⁽³⁾。すなわち、「戦争」から書き起こされている。時代設定も第2次世界大戦の敗色濃厚の焼け野原となった日本であった。小説には、軍国主義による創価学会の弾圧、創価学会牧口常三郎初代会長（以下、牧口）、戸田城聖第二代会長（以下、戸田）の投獄と牧口の獄死、戸田による戦後の学会の再建と師弟の共戦の歴史が綴られている。そこには、戦争と横暴な権力との闘争が三代の会長によって築かれた創価

ら現在まで、500年間の死者数の比率が高く、紀元前3000年からの死者数の96パーセント近くを占める。とりわけ、20世紀に起きた第1次世界大戦の死者は約1000万人、第2次世界大戦のそれは5000万人以上にのぼり、その後起きた紛争でも多数の犠牲者が出ている。死者のうち、非戦闘員の占める割合が飛躍的に高まったことも20世紀の紛争における特徴である（最上敏樹『いま平和とは』（岩波新書、2006年）5－7頁）。

(3) 池田大作『人間革命』第1巻（聖教新聞社、1965年）、3頁。

学会の魂であり、平和運動の原点であるとの理念が込められている。一方、小説『新・人間革命』は、「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩であらねばならない」との一節、すなわち「平和」で始まっている⁽⁴⁾。そこには、戸田亡き後、師匠との誓いを胸に世界を舞台に人々の幸福と恒久平和を築くために身命を賭して戦い抜いて来た池田の行動の軌跡がつづられている。その意味で、池田と創価学会の理念と運動を貫くテーマは戦争と平和であり、換言すれば戦争から平和への歴史の転換であるといっても過言ではない⁽⁵⁾。

ところで、池田は「平和」をどのようにとらえているのであろうか。その特徴は三点あるように思われる。

第一は、積極的平和である。すなわち、平和を単なる戦争の裏返しとして戦争がない状態だけではないという点、また、国家間の平和ではなく、人間からの視点が示されている点である。この平和観は、学問分野としての平和学を切り開いたヨハン・ガルトゥングの考えと相通じる。彼は、「平和」を暴力の不在と定義する。そこにおいて暴力とは、「人間に本来備わった肉体的精神的可能性の実現を妨げるものすべて」と定義される。そして、人が直接手を下す暴力、行為主体が明確な暴力を直接的暴力とした。具体的には、戦争、テロなどがこれに該当するが、戦争のない状態を「消極的平和」とした。しかし、暴力はこれにとどまらない。世界には、差別や抑圧など社会的不正義に苦しむ人々が数多くいる。ガルトゥングはこれを「構造的暴力」と呼び、これら構造的暴力のない状態を「積極的平和」と定義した⁽⁶⁾。これについて池田は、「私たち人類が取り組むべき課題は、単に戦争がないといった消極的平和の実現ではなく、『人間の尊厳』を脅かす社会的構造を根本から変革する積極的平和の実現にあり」ますと述べている⁽⁷⁾。また、「翻って、眺望すれば、二十世紀は、一言でいって、あまりにも人間が人間を殺しすぎました。『戦争と革命の世紀』と形容されるように、二度にわたる世界大戦や相次いだ革命など、今世紀は、かつてない血なまぐさい激動の連続であったと言ってよいでしょう。科学技術の発展が、兵器の殺傷力を飛躍的に高めたこともあって、両度の世界大戦などの死者は約一億人にも及び、その後の冷戦下から現在に至るまで、地域紛争等による犠牲者も、二千万人以上にのぼるといわれております。とともに、『南』と『北』の貧富の差は拡大し続け、約八億もの人々が飢えており、幾万の幼い尊き命が日々、栄養不足や病で失われております。この構造的暴力から、決して目をそらすことはできません⁽⁸⁾」とも述べている。さらに、「現代のテロ、紛争、戦争の背景には、極度の貧

(4) 池田大作『新・人間革命』第1巻(聖教新聞社、1998年)、11頁。

(5) 池田は、『新・人間革命』第1巻の「はじめに」において次のように綴っている。「『魂の力』は原子爆弾よりも強い—それがマハトマ・ガンジーの叫びであった。人間のもつ、無限の「生命の力」の開拓が、「戦争の世紀」を「平和の世紀」へと転じゆく—それが「人間革命」であり、この小説を貫く一本の水脈となろう」(同、3頁)。

(6) ヨハン・ガルトゥング/高柳先男他訳『構造的暴力と平和』(中央大学出版部、1991年)参照。

(7) 第25回「SGIの日」記念提言(聖教新聞2000年1月26日)。

(8) ハワイ東西センター講演「平和と人間のための安全保障」池田大作『「人間主義」の限りなき地平—海外

困、そして飢餓があります。つまり、「直接的暴力」を生む原因の一つは「構造的暴力」—搾取、偏見、差別、貧困、飢餓、疾病です⁽⁹⁾とも述べている。ここで示されている直接的暴力と構造的暴力が密接に関係するとの視点は重要である⁽¹⁰⁾。

第二に、絶対的平和である。すなわち、非暴力（平和的手段）による平和であり、とくに戦争や軍事力による平和の否定の思想である。クラウゼヴィッツは、『戦争論』において、「戦争は他の手段による政治の継続である」と述べたが、これについて池田は、「クラウゼヴィッツ的な戦争肯定論も、もちろん、いかなる戦争肯定論も断じて放棄すべきです。戦争は絶対悪であり、人間生命の尊厳への挑戦です⁽¹¹⁾」と述べている。そして、自らを「非暴力と絶対平和主義をその根本理念の一つとする仏法の信奉者」と述べている⁽¹²⁾。

ここには、後に述べるように仏法者としての視点を伺い知ることができる。さらに、「キリスト教も仏教も、それぞれに、「殺すなかれ」という人間としての根本的な倫理を説いています。「非暴力」「不殺生」。こうした世界宗教に共通する根本の教えを、「グローバルな倫理」の基盤としていかねばなりません⁽¹³⁾と述べ、非暴力を世界宗教に共通する思想として位置づけている。また、「ガンジーは言いました。「暴力が獣類の法であるように、非暴力は人類の法である。獣類にあつては精神は眠っており、獣類は肉体の力の他には法を知らない。人間の尊厳は、より高い法に、すなわち精神の力に従うことを要求する」まさしく、「暴力」は獣性の爆発です。「非暴力」は、強靱な「精神の力」によって発現します。「非暴力」こそ、人間の人間たる証です」とも述べ、非暴力が獣類と分け隔てる人間の精神の証であるという⁽¹⁴⁾。

第三は、能動的平和である。これは、平和の実現における実践論であり、平和を国家や社会から与えられるものとして受動的に待つものとしてとらえるのではなく、人間自身の変革を通じた行動によって平和を作っていくことが重要であるとの考え方である。その基底には、戦争も平和も人間が作り出すものであるとの認識があり、その主役は民衆である。このことは、「一人の人間

諸大学での講演選集Ⅱ』（第三文明社、2008年）。

⁽⁹⁾ 池田大作／アドルフ・ベレス＝エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』（東洋哲学研究所、2009年）、310頁。

⁽¹⁰⁾ その他、「地球的問題群の原因は、差別、抑圧、貧困、人権侵害といった『構造的暴力』が背景にあります。それは、家庭から国際社会に至るまで存在している。この『構造的暴力』が自然に向けられれば環境破壊となり、人間に向かえば人権抑圧となります。こうした構造的暴力を克服していくなかにこそ、真の意味での「非暴力」があるのです」（池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』（第三文明社、2005年）、184頁）。

⁽¹¹⁾ 池田大作／アーノルド・トインビー『二十一世紀への対話（下）』（文藝春秋、1975年）、74頁。

⁽¹²⁾ 池田大作／アナトーリ・A・ログノフ『第三の虹の橋』（毎日新聞社、1987年）、41頁。

⁽¹³⁾ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』（東洋哲学研究所、2007年）、14頁。

⁽¹⁴⁾ 池田大作／アドルフ・ベレス＝エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』、27頁。また、「たしかに、軍事力に象徴されるハード・パワーの行使によって、一時的に事態の打開を図ることはできるかもしれない。しかしそれは、対症療法的な性格が強く、かえって、“憎しみの種子”を紛争地域に残し、事態を膠着化させかねないことは、多くの識者の憂慮するところであり、事実、そうした状況は、いたるところに顕在化しております」（第29回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2004年1月26日））。

における精神の再生と変革こそが、暴力から平和への転換点です。とともに、人間主義ののつとった「民衆の連帯」を広げていくことが、暴力の軌道から平和の軌道へと、社会の進路を転換していくポイントとなります」との言葉に表れている⁽¹⁵⁾。そのためには人間の「善性」「人間性」への信頼が不可欠となる。それは次のような言葉に表れている。「戦争なき世界への道を切り開くためには、「軍事と経済」「軍事と科学」の関係等についての構造的な分析とともに、軍事力を頼む「人間という存在」そのものについて深く考えて行くことが不可欠です。なぜなら、「軍事力」を前提とした政治学、経済学、科学に異議を申し立てていくためには、それらが捨象している要素一すなわち「人間性」という視点こそが、重要だからです。「ラッセル=アインシュタイン宣言」の偉大さは、この「人間性」から出発したことにあります。宣言の二年後、私の師匠である戸田第二代会長は「原水爆禁止宣言」を発表しました、この師の宣言もまた、核兵器を「人間性」の次元から洞察し糾弾したものです。核兵器を、人間生命にひそむ「殺」の衝動の産物と捉え、「絶対悪」と見なしたのです⁽¹⁶⁾。さらに、平和がゴールとしてではなく、常にそれを妨げるものとの不断の闘争の中に勝ち取っていくという、プロセスとして理解されているといえる。「私たちの友人であるゴルバチョフ元ソ連大統領は、「九・一一」以降の世界情勢に危惧を抱きつつ、私にこう言っていました。『恒久平和を『何もしなくてもいい無風状態』と考えるなら、そこに価値はない。現実の社会では、問題や矛盾が絶え間なく起きてくる。それをどう解決するのか。『暴力』を使うのか、『対話』を使うのか—その方法によって、『戦争』か『平和』かが決まる』と。全く同感です。「平和」とは、何も問題がない状態をいうのではない。間断なく起こる問題と対峙して、断じて「対話」を選択し、それを貫き、行動していくなかに、築かれていくものです⁽¹⁷⁾」との言葉は、その考え方を示している。

これら、積極的平和、絶対的平和、能動的平和から導かれる原理を端的に述べるならば、積極的平和からは、暴力の規制と緩和、除去であり、絶対的平和からは非暴力的(平和的)手段による平和の実現であり、能動的平和からは人間自身の変革ということになる。

(2) 平和観形成の淵源と背景

ところで、このような平和観はいつ、どのように培われたのであろうか。また、池田の平和行動の原点はどこにあるのであろうか。これについては、次のような形で明確に述べられている。「私の平和行動の原点の一つには、私自身の戦争体験があります。第二次世界大戦で私は、出征

⁽¹⁵⁾ 池田大作/アドルフォ・ペレス=エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』、324頁。

⁽¹⁶⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』(潮出版社、2006年)29頁。人間性への信頼は楽観主義に裏打ちされているともいえる。「楽観主義には確固とした哲学と信念が必要です。厳しい現実を見すえた上で、それを断固として打ち破っていくとする不屈の意志、そして人間が持つ無限の可能性への信頼—これが真の楽観主義ではないでしょうか。そして、それを裏付ける行動が伴わなければなりません。(中略) 逞しき楽観主義のなかにこそ、すべてを乗り越え、変革しゆく力の源泉がある。悲観主義からは、創造的な力は生まれません」(同、250頁)。

⁽¹⁷⁾ 池田大作/R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、106頁。

した長兄を喪い、空襲で家も失いました。気丈な母が、長兄の遺骨を抱きかかえ、身体を震わせて悲しんでいた姿が忘れられません。「国家悪」が一家の平和を奪ったのです。私は、一人の青年として、身を持って、戦争がいかに愚劣で醜悪で無残なものか、いかに嘘で塗りかためられているものか、痛いほど知りました。

二つには、師の精神の継承です。第二次世界大戦のさなか、生命尊厳の哲学である日蓮大聖人の仏法の精神のままに立ちあがったのが、創価学会牧口常三郎初代会長であり、私の直接の師匠である戸田城聖第二代会長でした。軍国主義と戦った両会長は逮捕され、牧口会長は獄死しました。生きて出獄した戸田会長は、師匠・牧口会長の精神を継いで、平和の闘争を開始しました。私も今、戸田会長の精神をまっすぐに受け継いでいるつもりです。「この地上から悲惨の二字をなくしたい」—この戸田会長の「夢」の実現に向かって行動することが、私の人生のすべてなのです。

そして、三つには、宗教者としての社会的使命です。現代においても、多くの民衆が苦しんでいます。直接的暴力にせよ構造的暴力にせよ、あらゆる種類の暴力によって。これが現実です。この苦悩する人々を前にして、座して思索にふけるのではなく、「抜苦与楽」のために立ちあがっていく—燃え上がる「同苦」と「行動」にこそ、大乘仏教の魂があります。私どもが信奉する日蓮大聖人は、この仏法者の使命を「立正安国」として教えておられます。暴力におびやかされる民衆の悲惨を救うために戦わずして、自己自身の魂の救済などありえません。その暴力の最たるものが戦争です⁽¹⁸⁾。

また、戦争体験と師匠との出会いに関する次のような記述もある。「私は、青年たちの命を奪い、母たちを悲しみの淵に突き落としてきた権力者の魔性を、魂の奥底から憎んだ。絶対に戦争は反対である。戦争責任者を死刑にすべきだと叫んだ。この3カ月後、私は戸田城聖先生とお会いし、『平和』と『正義』の大仏法を実践していくことになるのである」「『一家のことを、一国のことを、さらに動乱の20世紀のことを考えた時、私は、この世から、一切の不幸と悲惨をなくしたい。これを広宣流布という。どうだ、一緒にやるか!』この戸田先生の言葉を、私は信じることができた。当時の私には、世の指導者を峻別する、絶対に譲れない基準があった。それは、軍部権力と戦ったか、どうか。この一点であった」⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁸⁾ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』、16頁。

⁽¹⁹⁾ 池田大作「終戦62年に念う」(聖教新聞2007年8月20日)。池田は、戦争において犠牲となるのは弱者であるという事実を通して、次のように述べている。「戦争で苦しむのは、庶民であり、民衆であり、最も弱い人々です。なかんずく、戦争で最も悲惨な思いをするのが女性であり、母親です。そうした悲劇を、断じて、この地上から根絶しなければならない」(ルー・マリノフ／池田大作『哲学ルネッサンスの対話』(潮出版社、2011年)42頁)。また、そのゆえに平和に果たす女性の役割の重要性について、次のように述べている。「女性は、本然的な平和主義者である。生命を生み、慈しむ、人と人とのつながりを大切に。子どもを育て、家庭を守る。女性が持つ、万国共通の現実生活に根ざした深い共感能力は、このようにして磨かれて来たのだ」(池田大作『明日を見つめて』(ジャパントイムズ、2008年)130頁)。「二十世紀ほど、世界中の母親たちが、悲嘆の涙を流した世紀はないだろう。戦争の、最大の犠牲者は女性

(3) 基調としての人間と生命の尊厳

ところで、池田の平和観は、上記の通り、自身の戦争体験、師の精神の継承、宗教者としての社会的使命のそれぞれが連関しながら形成されていると考えられるが、そのなかでも基調にあるのが生命と人間自身に眼を向けた仏法思想であるといえよう。池田はまず、「この新しい世紀を平和の世紀にしようとするならば、そして、世界の様相をずたずたにしてきた恐怖と悲劇を過去のものにするならば、私たちは今一度、人間とすべての生命の尊厳に目を向けなければならない」⁽²⁰⁾として、平和を考えるうえで人間と生命の尊厳がその中核に据えられなければならないことを明確に述べている。そのうえで、「現代社会の多様な事象に、あまりにも「人間不在」の病理が顕著になっていることを見るにつけ、私は宗教の役割を考えざるをえません。「人間性」を人々の心に蘇らせ、輝かせていくのは、宗教の大切な役割であると私は思っています」⁽²¹⁾として、その思想的基盤としての宗教の役割を強調している。そして、「生命にこそ最も本源的かつ普遍的な尊厳性を認め、この生命自体に探究の眼を向けたのが仏教です。仏教によれば、あらゆる生き物にとって何よりも尊いのが生命であるが故に、これを奪うことは重い罪になるのである」⁽²²⁾として、平和思想としての仏教の役割に注目している。

では、なぜ生命を尊厳とするのか。釈尊の到達した悟り、仏の智慧とは何だったのか。それは、すべての衆生の中に仏性があり、万人が仏であるとの思想であり、すべての人間に内在する仏性から生命の尊厳性、万人の平等性が導かれるという原理である。仏教における生命の尊厳と平等の基盤について、池田は次のように述べている。「仏教思想では、人間のみならず、万物に普遍する“宇宙根源の法”が、生命の『尊厳』の基盤であるととらえています。そこに人権の普遍性と尊厳性の根拠もある。キリスト教の思想が、神の前における『平等』を説くのに対して、仏教の『平等』の思想は、すべての人々に“内なる普遍の法”が具わっていることに由来します。しかも、その“法”の覚知が万民に開かれていると知ることによって、『本質的平等』に目覚めるのです。(中略)つまり、民族、文化、宗教、習慣等の、さまざまな差異を超える“自由”にして“平等”なる智慧—愛憎、好き嫌いの煩悩、食欲、争いへの衝動に打ち勝つ、宇宙普遍の法から湧きいずる智慧—によって、あらゆる『差別』への挑戦に向かいゆくのです」⁽²³⁾。

ところで、平和は人間社会だけの問題にとどまるものではない。科学技術の発達と物質文明の広がり人類に繁栄をもたらした一方で、自然環境への深刻な影響を与えてきたことも確かである。その意味において、自然や環境との共生は、地球の未来を考えた場合に重要なテーマである。仏教はこの点でも豊潤な思想を与えてくれる。池田は、人間と自然の関係について、「自然もまた、たとえ人間生命とは異なるにしても、本質的には人間生命と相互に関連しながら、一定のリズム

であり、母親である。その戦争を始めるのは、いつも男性だ」(同、132頁)。

⁽²⁰⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、94頁。

⁽²¹⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、229頁。

⁽²²⁾ 池田大作/ブライアン・ウィルソン『社会と宗教』(講談社、1985年)、164頁。

⁽²³⁾ 池田大作/A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』(潮出版社、1995年)、153-154頁。

を保っている“生命的存在”だということを忘れてしまったわけです⁽²⁴⁾と警鐘を鳴らしている。また、「人間生命のみを尊重する考え方が往々にして人間のエゴイズムを生み、その人間の中でも、特定の民族や、特定の信仰者、特定の階級の人々のみに限られた生命尊重に陥りやすいのに対し、動物に対してさえも生命尊重の精神を及ぼすことは、最も本源的な生命尊重のあり方⁽²⁵⁾であるとも述べている。

この人間と自然の関係について、万物の関係性を説く縁起の思想は、他者や自然との調和に確かな視座を与えてくれる。この点について池田は、「周知のように仏法では、人間界であれ、自然界であれ、森羅万象ことごとく、互いに“因”となり、“縁”となって支え合い、関連しあっており、物事は単独で生ずるのではなく、そうした関係性の中で生じていく、と説きます。これが“縁りて起こる”ということであり、端的にいうと“個別性”よりも、むしろ“関係性”を重視するのであります⁽²⁶⁾と述べている。この思想は、万物の共生と多様性の承認に理論的根拠を与えるとともに、それらの調和を壊してはならないということから暴力の否定につながっていくことになる⁽²⁷⁾。ここには、人間生命だけでなく、宇宙をひとつの生命体としてとらえようとする視点がある。宇宙生命と人間生命の関係について、池田は、「仏法では、“大我”とは宇宙生命そのものであると説いています。仏法の生命観の究極は、われわれ個人の生命が、その奥底では、この宇宙生命と一体となっているということです。換言すれば、人間生命は、宇宙生命が個別化、個性化したものであるといえましょう⁽²⁸⁾と述べ、仏教におけるダイナミックな生命観を展開している。したがって、「大宇宙を平和にするためには、まずもって小宇宙を平和にする必要がある。それゆえに、『人間革命』し、仏性をわが心に充満させ、宇宙に平和を維持させねばならないのである⁽²⁹⁾。よって、欲望や憎悪にとらわれた「小我」を打ち破り、宇宙的・普遍的自我である「大我」へと生命を開いていく、そこに幸福と平和の方途があることになる。

⁽²⁴⁾ 池田大作／アーノルド・トインビー『二十一世紀への対話（上）』、69頁。

⁽²⁵⁾ 池田大作／ブライアン・ウィルソン『社会と宗教』、150頁。

⁽²⁶⁾ ハーバード大学講演「ソフトパワーの時代と哲学」池田大作『二十一世紀文明と大乘仏教—海外諸大学での講演選集』（第三文明社、2000年）。

⁽²⁷⁾ さらに池田は、自然に対する東西の考え方の違いについて次のように言及している。「東洋思想のなかにも、自然に対して征服主義的なものが皆無というわけでは、もとよりありません。しかし、東洋思想の全体を特徴づけているのは、自然との調和であるといつてよいでしょう。それに対し、西洋思想のなかにも聖フランチェスコに代表されるような調和を大切に考える考え方もないわけではありませんでしたが、全体的には征服主義的な考え方が、西洋の文化を特徴づけてきたといつてよいと思います」（池田大作／J・デラボラフ『21世紀への人間と哲学（上）』（河出書房新社、1989年）158-159頁。その結果、西欧は、「対人関係においては植民地主義、対自然の関係においては、文字通りの自然破壊、環境破壊を引き起こしてしまったのであります」（池田大作「環境問題は全人類的な課題」（創価学会創立48周年記念提言）『池田大作全集』1巻、p. 489）。

⁽²⁸⁾ 池田大作／アーノルド・トインビー『二十一世紀への対話（下）』、354頁。

⁽²⁹⁾ 高橋強編『中国の碩学が見た池田大作—その人間観・平和観』（第三文明社、2008年）、127頁。なお、この著書の所収論文「池田大作の世界平和観を論ず」は、池田の平和観について詳細に論じており参考になる。

ところで、このような平和のカギを握る人間生命について、本来の姿をどのようにとらえればよいのであろうか。この点について池田は、次のように述べている。「仏法は、単純な性善説でも性悪説でもありません。生命とは善と悪をともに具えている存在です。人間は非道の極悪にもなる一方、極善を体現することも可能です。だからこそ、内なる悪を打ち破り、善を開発し顕現していく不断の精神闘争が不可欠なのです」⁽³⁰⁾。また、「そこ（善悪無記論）では、生命の実相を『善悪無記』であり、ある時には善の価値を、ある時には悪の価値を生み出す働きをすと見ます。つまり、善といっても悪といっても、何か個別に実体があるのではなく、一たとえば「怒り」に関しては、人間の尊厳を脅かすものに対する怒りは“善”、エゴにのみ突き動かされた怒りは“悪”といったように、環境と自分の一念との『関係性』の中で顕在化するものと位置づけるのです。それは、善と悪とを外面的に固定化してしまう『言葉による支配・呪術』を解き放ち、生成流動してやまない現実と向き合うことを促す思想なのです」とも述べている⁽³¹⁾。ここにも、生命の実相を関係性においてとらえようとする視点があるといえる。そして、「仏教は生命尊厳の哲理です。生命を踏みにじるテロは、いかなる大義や主張を掲げたとしても「絶対悪」です。そして、二十世紀の「暴力と戦争」の悪しき連鎖を断ち切る根本は、人間生命に内在する「善性」を絶え間なく開発していくことです。非暴力、慈悲、信頼、智慧、勇気、誠実などの「善性」の開発こそが、他の生命を蹂躪する「魔性」を打破し、平和の基盤となるからです」⁽³²⁾と述べ、人間生命に内在する「善性」を開発していくことの重要性を訴えている。

本来、インドにおいて、平和（ピース）に相当する言葉はシャーンティ（sánti）であり、漢訳仏典では「寂靜^{じやくじよう}」と訳される。これは、「心の静穏」であり、平和とは「心の平和」のことを意味するものであった⁽³³⁾。三毒をはじめとする煩惱の炎をしずめることが仏教の平和の基本原則であるとの考え方は、戦争や平和を人間生命の内奥の問題としてとらえる点で示唆的である。

以上をふまえると仏教は、人類社会の諸問題の解決にきわめて重要な視座を提供するとともに、池田の平和観の基盤をなしているといえる。池田も、「私は、この生命の法を完璧に説き明かした仏法を、理論面でも実践面でも認識し、より深化させていくこと以外に、地球も宇宙もより平和に守り抜く道はないと訴えていかねばならないと思っております」と述べている⁽³⁴⁾。

⁽³⁰⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、217頁。

⁽³¹⁾ 第25回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2000年1月26日）。

⁽³²⁾ 池田大作／アドルフォ・ペレス＝エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』、305頁。同様の考え方は、次のような言葉にも示されている。「人間の生命には、自己中心的で破壊的な側面がある一方、他者を心から慈しむ「善性」があります。仏法は、人間生命を深く洞察し、その「善性」を開発し輝かせゆく哲学と実践を提示しています。私どもSGIは、この仏法を基調として、“人間自身の変革”から、“社会の変革”へと志向していく「人間革命」運動を展開してきました。ともあれ、“生命の尊厳”にまさる価値はありません。ゆえに、人類の発展といっても、そのすべての出発点には“生命の尊厳”の思想がなくてはなりません」（池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、235頁）。

⁽³³⁾ 川田洋一「仏教の平和観」『創価学会の目指すもの』（第三文明社、1998年）、124頁。

⁽³⁴⁾ 池田大作『仏法と宇宙を語る』第1巻（潮出版社、1984年）、117頁。

2. 国際社会における国家と人間—国家のための平和—

(1) ウェストファリアシステムと「戦争の文化」

①国際社会の誕生と構造

ところで、池田の平和観を考察するうえで、近代から現代にいたる国際社会の構造とその特徴についての理解が不可欠であると思われる。なぜなら、主権国家からなる社会の構造、すなわち17世紀半ば以降の主権国家体制（ウェストファリアシステム）に戦争と暴力の大きな要因をみるることができるからである。そのなかで、平和が国家との関係でどう定義され、「人間」、具体的には「人権」と「平和」がどういう関係でとらえられてきたのかについて、おもに国際法の観点からみてみたい。また、平和＝暴力の不在が今日どこまで実現し、また課題を抱えているのかについて、戦争の規制の問題を中心にみてみたい。

ここで、今日の国際社会の誕生と歴史を簡単に振り返っておきたい。近代国際社会のはじまりは、一般にヨーロッパにおける30年戦争（1618～48年）およびその終結にあたって開かれたウェストファリア講和会議を契機とするとされる。それまでの中世ヨーロッパは、神聖ローマ皇帝とローマ法王を頂点とする封建社会であった。ルネサンスや宗教改革によってその基盤が切り崩されるなか、キリスト教徒同士の宗教戦争として行なわれた30年戦争の結果、神聖ローマ皇帝とローマ法王の権威が失墜し、その後誕生したのが主権国家であった。この主権国家からなる主権国家体制（ウェストファリアシステム）は、分権的であるがゆえに構造的に自然状態（闘争状態）を意味した。その主権国家間の関係を規律する法として誕生したのが、国家間の法、すなわち国際法であった。「国際法の父」と呼ばれるオランダの法学者フーゴ・グロティウス（1583-1645年）は、30年戦争を目の当たりにして、キリスト教徒同士の残忍な争いを何とか法のもとに緩和できないものかと考えた。彼が戦争のさなかに著した『戦争と平和の法』（1625年）は、まさに国際法の役割を言い表したものであったともいえる。

しかし、国際社会において法による国家間の権限の調整と紛争の解決がうまくいかなかった場合、国家は最終的に力による解決を求めようとする。その最終手段が武力の行使であり戦争であった。国際社会における戦争観は、正義の戦争に限って認める正戦論を経て、18世紀から19世紀にかけては、戦争は国際法上の権利・利益の実現のための手段として合法と考えられるようになった。そして、19世紀～20世紀初頭にかけて各国は勢力均衡体制のもとで軍拡競争に明け暮れた。その結末が第1次世界大戦であった。その後、国際連盟が誕生し、国際社会はようやく戦争違法化の方向に向かうが、第2次世界大戦という再びの世界戦争を阻止できなかったことは周知のとおりである。

②「戦争の文化」の土壌

1) 文化帝国主義、自文化中心主義

近代から現代にかけての国際社会は、同時に欧米中心主義の時代でもあった。主権国家体制が17世紀半ばのヨーロッパに誕生したことは先に述べたが、そのことはこのような国際社会が同時

期に世界大で誕生したことを意味するものではなかった。すなわち、国際社会はヨーロッパに始まり、北米、中南米、アジア、そしてアフリカへと時代を追って広がりを見せていく過程をたどることになる。それは、ある意味で欧米の規範や価値の普遍化を意味した。欧米中心主義は、欧米諸国が自らを文明国、すなわち一人前の国家としてその他の国家についての格付けを行なったことに端的に表れている。そこにおいては、中国や日本といった国は半人前の野蛮国とされ、植民地支配のもとにおかれたその他のアジア、アフリカ諸国は未開国として国家としての地位すら認められなかった。そこでは、国際法は欧米国家の行動を正当化するためのイデオロギーとなり、国際法を守ることが一人前の国家（文明国）の証であり、仲間入りの条件であった。不平等条約の改正などに示されるわが国の明治期における取り組みは、まさに「文明」開化の涙ぐましい努力であった。

池田は、このような近代における欧米中心の支配の歴史を文化帝国主義として、次のように述べている。『文化帝国主義』の実態は、……五百年の長きにわたって続いてきた植民地主義—自分以外の文化を“野蛮”や“未開”と一方的に決めつけ、他民族の支配や収奪を正当化するイデオロギー—であり続けたことである。そこで、文化は平和とはおよそ程遠く、植民地侵略という暴力・戦争の、ある時は露払いを演じ、ある時はそれを下支えしながら、むき出しのエゴイズムをあたかもミッションのごとく粉飾してきた⁽³⁵⁾。もっとも、『覇権主義』は、一つの文化に備わる優越性から出現するというよりも、覇権そのもの、優越そのものを求めるなかで出現する⁽³⁶⁾ともいえ、外なる差異の絶対化にこそ問題の本質があるといえよう。このような覇権主義による価値の普遍化、一元化に抗して、「文化相対主義」という考え方がある。これは、ある意味で多様性の容認にも通じるといえよう。しかし、池田は、この文化相対主義について、「文化相対主義は、単なる相対主義にとどまっていたはず（中略）、相対主義を踏まえつつ、しかもなお、人間の普遍的な在り方を追求していかなければならないと思います⁽³⁷⁾」との考えを示している。また、「社会においても、ただ単に多様性を強調するだけでは倫理相対主義に陥ってしまいかねません。社会全体の幸福を目指すために、多様な価値を活かしつつ、人間の尊厳性を輝かす確かなる法理が求められているのではないのでしょうか⁽³⁸⁾」とも述べている。

2) 科学万能主義、物質至上主義

近代はまた、科学技術と資本主義の発展による物質的、経済的豊かさの追求の時代でもあった。ヨーロッパにおける科学革命、産業革命とその伝播は、人間社会に繁栄をもたらす一方、人間の

⁽³⁵⁾ 第25回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2000年1月26日）。

⁽³⁶⁾ 池田大作／マジッド・テヘラニアン『二十一世紀への選択』（潮出版社、2000年）、232頁。

⁽³⁷⁾ 池田大作／ヨハン・ガルトゥング『平和への選択』（毎日新聞社、1995年）、303頁。ガルトゥングも「相対主義には、他文化から積極的に学ぼうとせず、消極的な寛容という形をとる傾向があり、これが不運にも文化相対主義の効力を減じています」と述べている。

⁽³⁸⁾ 池田大作／R・D・ホフライイトネル『見つめあう西と東』、213頁。

欲望を限りなく肥大化させ、人間や自然に様々なひずみをもたらしてきたことも否定できない。池田は、このような科学万能主義、物質至上主義について次のように述べ、警鐘を鳴らしている。「現代の科学万能主義や物質至上主義がもたらしたものは、人間精神の空洞化であり、殺伐とした争いの世界でした」⁽³⁹⁾。「市場万能主義は、優勝劣敗という人間観に基づいている。この厳しい競争のなかで他者への無関心が蔓延している。グローバル化によって、小さくなった地球のなかに、著しい格差や不公正があり、それにもかかわらず、他者に対する無関心が蔓延していけば、関心から排除された人々のなかに深刻なルサンチマン（怨念）が鬱積していくことは避けられない」⁽⁴⁰⁾。物質至上主義がもたらす他者性の喪失と生命感覚の麻痺が、現代社会における戦争と暴力の文化の土壌ともなっているとすれば問題は深刻である。さらに、アメリカのサブプライムローンの焦げ付きやリーマンショックに端を発する最近のグローバルな金融危機を招いた背景にある拝金主義の問題に言及して、次のように述べている。「専ら金銭的収入の多寡という物差しでしか、人間的価値の優劣を論ずるしかない経済至上主義、拝金主義の地平には、原理的に“自足”はありえません。常に何がしかの怨念—不満や羨望が渦巻き続け、それは、社会を停滞させる“嫉妬社会”の温床であります」⁽⁴¹⁾。また、本稿では詳しく述べないが、地球的取り組みが求められる地球環境問題は、欲望の肥大化による自然環境の破壊や大量生産、大量消費の生活スタイルがもたらした弊害を象徴するグローバルイシューの典型であるといつてよい。

③戦争の規制（個別的暴力の禁止と公権的暴力の容認）

このような国際社会における平和をどう構築するかについての思想と構想は、かなり早い時期からみられたが、その思想的潮流のなかでも際立つ平和案のひとつは、カントが1795年に著した『永遠平和のために』であろう。そのなかでカントは、国々に共和制の採用と常備軍の廃止を促し、そうした国々が「自由な諸国の連合」を形成することを提唱した。この構想が120年後、ウィルソン米国大統領に大きな影響を与え、国際連盟の創設につながったことはよく知られるところである。二度の世界戦争を経験した人類は、国際連盟の失敗の教訓をふまえて国連を創設し、本格的な戦争の規制と国際的な安全保障体制の構築に乗り出すことになる。国連は、憲章で武力行使の違法化を徹底するとともに、集団安全保障体制のもとで侵略や平和に対する脅威に対処しようとした。その特徴は、平和と安全の維持は安全保障理事会（以下、安保理）、なかんずく常任理事国が中心となり一致結束して行うというものであり、常任理事国の有する拒否権は、その大国一致を制度的に担保するものであった。そして、自衛権を除く個別国家の私的な武力行使を禁止する一方で、安保理決議にもとづく強制措置としての武力行使は容認された。その意味では、国連による安全保障は「力による平和」を否定するものではなかった。しかし、いずれにせよ大国

⁽³⁹⁾ ハービー・コックス／池田大作『二十一世紀の平和と宗教を語る』（潮出版社、2008年）、10頁。

⁽⁴⁰⁾ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』、59頁。

⁽⁴¹⁾ 第34回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2009年1月26日）。

一致による平和の強制は裏目に出ることになった。国連創設と時を同じくして始まった東西冷戦と米ソの拒否権の応酬により、安保理は機能麻痺に陥ることになった。

(2) 第2次大戦後の潮流における平和と人権

①国際社会における「秩序」と「正義」—人権の国際的保障—

第2次世界大戦は、戦争の禁止とともに人権の国際化という点で大きな転換点となる出来事であった。このことは、国際社会における「秩序」と「正義」がこれまでどのようにとらえられ、それがどのように変化したのかという問題と密接に関係する。第2次世界大戦までの国際社会では、「平和」とは国家間の秩序の維持と安定を意味するものと理解され、そのために主権を有する国家はお互いに干渉し合わないこと、すなわち内政不干渉が基本原則とされた。そこにおいて、国際法は国家相互の安定と共存のために権限の調整を行なうことをおもな役割とした。秩序に優位をおき消極的平和を平和ととらえる考え方において、平和と人権は別個のものと考えられ、領域内の人々の人権は各国家が保障すべき国内問題であって、国際社会が関与すべきものとはされなかった。このような考え方に転機をもたらしたのが、第2次世界大戦中のナチスドイツによるユダヤ人に対するホロコーストという悲劇であった。この出来事をきっかけに国家による人権侵害を放置することは侵略・戦争をもたらすという認識が生まれた。その結果、平和と人権は不可分のものであり、人権は平和の基礎であると考えられるようになり、人権を国際的に保障しようとする方向へと転換することとなった。このことは、人権をはじめ、植民地の解放、地球環境の保護など正義の実現こそが平和の意味であるとの考え方に国際社会の認識が変化したことを意味するものでもあった。すなわち、消極的平和に加えて積極的平和の実現を目指し、国際法は国際共同体の共通利益の実現のための行為規範としての役割を担うようになったのである⁽⁴²⁾。

国連憲章が国際の平和と安全の維持と並ぶ目的の一つとして、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」(第1条3項)を掲げたことは、正義を実現する秩序こそが真の平和であるとの考え方を端的に示している。このことは、国内法上の問題とされた人権が国際化すること、すなわち国際法を通じて人権が国際的に保障されることを意味した。その後、世界人権宣言の採択を契機に国際人権規約をはじめとする人権諸条約の締結と実施を通じ、人権の国際的保障がはかられてきていることは周知のとおりである。池田は、「平和と人権の関連性について、『世界人権宣言』の前文では『人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である』と宣言されています。人権の承認が『平和の基礎』であることは当然です。とともに『世界人権宣言』の全体は、平和

⁽⁴²⁾ 国際社会において、秩序と正義がどのように考えられてきたのかについては、たとえば、篠田英朗「国際規範の歴史的・理論的検討—秩序・正義そして国家主権」『平和研究』26(2001)参照。

の基礎の上に成り立つものです」⁽⁴³⁾と述べている。

②核兵器の登場と人類史的意味

第2次大戦が平和の基礎としての人権の国際的保障の重要性を認識させる契機となった出来事であったとすれば、平和そのものが人権であるという認識を新たにさせる転期でもあった。それは、近代以降の科学技術の発達の象徴ともいえる核兵器の登場によって一層現実のものとなった。池田は、核兵器の登場の人類史的意味について、「人類の歴史を二つに分けるならば、「核以前」と「核以後」になると言ってもいい。核兵器の登場で、人類の「種の滅亡」が初めて現実の問題となったからです」と述べている⁽⁴⁴⁾。このようななか、戸田が1957年9月8日、青年を前に人類の未来への警鐘として発表したのが「原水爆禁止宣言」であった。池田は、死刑廃止論者であった恩師が宣言のなかで、核兵器を使用したものは死刑にすべきであるとまで述べた思いについて、「生命の尊厳という最極の価値を根こそぎにし、生存の権利を脅かす輩への、仏法者としての心底からの怒りの表出でありました」⁽⁴⁵⁾と述懐している。恩師の遺訓ともいべきこの原水爆禁止宣言は、その後の池田の平和行動と創価学会の平和運動にとって、原点ともいべき重要な位置を占めている。

ところで、宣言のなかで言及されている「生存の権利」の意味について、池田は次のように述べている。「戸田先生のいう『生存の権利』は、もっと本源的な人間の権利でした。『世界の民衆』がもっている『生存の権利』という言葉が、『第二世代の人権』である『生存権』と大きく異なる点は、『国家』という壁を超えたことにありました。『世界の民衆』が『平和に生きる権利』は、一つの国家の国家利益、東西の両陣営の一方の側の勝利と言う次元から出た『核抑止論』や核兵器の保有、開発、使用を正当化する一切の主張より優先すべきものだとしたからです」⁽⁴⁶⁾。すなわち、宣言で言及された生存の権利が、いわゆる国家と国民との関係における生存権ではなく、国際社会のすべての人が享受すべき「平和的生存権」のことでありと指摘されている点は重要である。その後、国連人権委員会は、1976年の決議において、「すべての者は、国際の平和と安全の条件の下に生きる権利を有する」と述べ、国連総会は、1978年、「平和的生存の社会的準備に関する宣言」を採択し、平和のうちに生きる権利、すなわち平和的生存権を国際社会における概念として確認した。平和を人権としてとらえようとする視点、つまり人権としての平和という考え方が国際社会としても認められることになったのである⁽⁴⁷⁾。その背景に、東西冷戦下における核

⁽⁴³⁾ 池田大作/A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』、248頁。

⁽⁴⁴⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、60頁。

⁽⁴⁵⁾ 第32回「SGIの日」記念提言(聖教新聞2007年1月26日)。

⁽⁴⁶⁾ 池田大作/A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』、246頁。

⁽⁴⁷⁾ 平和的生存権は、1941年初頭にルーズベルト大統領が米国議会で行った一般教書演説、いわゆる「四つの自由」のなかに萌芽をみることができ、同年8月の英米共同宣言(大西洋憲章)で明確に述べられている。その後、この考え方は、第2次大戦後の国際社会において少しずつ浸透するようになった。本文で述べた以外にも、1977年、ユネスコの人権・平和部会長であったカレル・ヴァサクが提唱した「第三

保有国間、なかんずく米ソ間の恐怖の均衡と熾烈な核軍拡競争があったことはいうまでもない。このような時代状況について、池田は、「倫理なき科学の暴走の象徴が、人類の生存さえ危機に陥れる「核兵器」の脅威ではないでしょうか。(中略)科学や学問は、その前提として、健全なる倫理と思想がなくてはならない」⁽⁴⁸⁾と述べ、科学における倫理の重要性を強調している。そして、「この悪魔的兵器の持つ巨大な殺傷力と破壊力は、いわゆる“使えぬ兵器”として、人類に、戦争を行なうことそれ自体を不可能にしてしまったのであります。それゆえ、国権の発動がそのまま人類の絶滅につながりかねない核状況下にあつて、人類は否応なく国家の枠を超え『国益』から『人類益』へ、『国家主権』から『人類主権』へと発想の転換を迫られているのであります」⁽⁴⁹⁾として、核時代においては人間のための平和への転換以外に道はないことを強く訴えている。そこには、同時に核兵器を生み出したのも同じ人間であるとすれば、その廃絶を可能とするのも人間であるとの確信がある。その意味で、戸田が残した原水爆禁止宣言の卓越性は、まさに「国家」の論理から「必要悪」とされてきた核兵器について「人間」の視点から「絶対悪」と断じ、核を生み出した人間自身のなかにひそむ暴力と権力への魔性にその本質を見出すとともに、人間の変革こそが核廃絶と平和への直道であると喝破した点にあるといえる。

③植民地の独立と人権概念の発展

米ソを中心とする冷戦が第2次大戦後の世界におけるイデオロギーをめぐる東西の対立軸であったとするならば、国際社会をみるうえでのもうひとつの重要な軸が経済発展をめぐる南北の対立軸であったといつてよい。その富める北の先進諸国と貧しい南の途上国間のいわゆる南北問題を顕在化させたのが、植民地地域の国々の独立であった。それらの国々の独立と国際社会への参加は第2次大戦後の大きな潮流として、人権概念の展開にも影響を及ぼすこととなった。すなわち、植民地独立以降発生した北と南の経済格差の問題に対して、先進諸国は途上国に対する開発援助を進めるようになったが、開発とは当初、途上国の経済的なレベル(GDPなど)の向上をはかることであるとの考えに何ら疑念は抱かれなかった。ところが、南の国々から、「人間らしく生きる権利を満たしてこそ本当の開発である」との主張が提起されようになった。すなわち、開発(development)が人権との関係で考えられるようになったのである。このようななかで提唱され

世代の人権」概念のなかに発展の権利とともに含まれるとしたのが「平和に対する権利」であった。さらに、地域的な人権条約として1981年に採択されたアフリカ人権憲章(パンジュール憲章)は、この第三世代の人権を条約レベルで初めて規定し、第23条で「すべての人民は、国内及び国際の平和と安全に対する権利を有する」とうたった。この平和的生存権ないし平和に対する権利については、その権利性、すなわち国際法的にみれば実定法化したといえるのかどうかについての問題があることも確かであるが、平和不在状況を生み出している構造に対してなされた異議申し立てが、「平和に対する権利」なのであつて、その意味において「生命に対する権利」の延長線上にあるものとして、この「権利」の至高性が揺らぐことはない(最上敏樹「平和に対する権利」『自由と正義』40巻5号、38頁)。

⁽⁴⁸⁾ ルー・マリノフ/池田大作『哲学ルネッサンスの対話』、59-60頁。

⁽⁴⁹⁾ 第12回「SGIの日」記念提言(聖教新聞1987年1月26日)。

たのが「発展の権利」の概念であり、そのなかには社会保障、教育を受ける権利、労働条件の改善、健康などが含まれる。これに先に述べた平和的生存権、環境権などを含めて提唱されたのが「第三世代の人権」であった。これは欧米先進国で形成、発展してきた従来の第一世代の人権（自由権）、第二世代の人権（社会権）に対して、主として途上国側から提唱された新たな人権概念であった点に特徴がある。池田は、このような新たな人権概念の形成について、「今日では、道義性の核ともいべき人権感覚の広がりも顕著です。自由権的な基本権を中心にした『第一世代』、そして生存権的な基本権を中心にした『第二世代』の人権思想に対して、平和や環境等で国際的な連帯を不可欠とする『第三世代』の人権思想が、いまや世界の潮流になりつつあり、新たな世界秩序へ向かうグローバリズムの台頭を予感させています」⁽⁵⁰⁾と述べ、一定の評価を示している。この第三世代の人権は、連帯の権利とも呼ばれるが、その趣旨は、第一世代、第二世代の人権と違い、人権の享受が構造的に妨げられているゆえに一国家のみではその実現が難しく、国際社会のさまざまなアクターが連帯して取り組むことが求められるという点にある。池田も第三世代の人権について、「時代の潮流として、今度は“国家”の枠を超えた、グローバル（地球的）な連帯を通じてこそ達成されるべき人権の視座が必要になってきました」⁽⁵¹⁾と述べている。発展の権利や第三世代の人権については、その権利性、享有主体、内容等をめぐって争いがあることも確かである。しかし、人権分野についてのこれまでの欧米中心主義に対抗する概念として池田も共感を示すとともに、グローバルな連帯の重要性を強調している。

3. 平和への新たな課題－冷戦終結とグローバリゼーション－

(1) 最近の国際社会の変化

ところで、20世紀終わりから21世紀初頭にかけての国際社会の大きな変化として、冷戦の終結とグローバリゼーションの進展があげられる。それは平和と人権の問題にどのような影響をもたらしたのであろうか。また、それらの変化に対して池田はどのように考えているのであろうか。ここ約20年余りの国際環境の変化を概括するならば、ひとまずは冷戦の終結によって米ソ間の核戦争の可能性が低減した一方で、両国が自陣営から手を引いたために多様な脅威の顕在化をもたらしたことがあげられる。具体的には、従来の国家間紛争に代わって民族や宗教に起因する国内紛争が多発するとともに、テロが世界各地で頻発するようになった。また、内戦の過程で重大な人権侵害や人道上の犯罪が発生するとともに⁽⁵²⁾、難民問題や地球環境問題等も深刻化した。一

⁽⁵⁰⁾ 池田大作／ノーマン・カズンズ『世界市民の対話』（毎日新聞社、1991年）、238頁。

⁽⁵¹⁾ 池田大作／ヨハン・ガルトゥング『平和への選択』、246頁。

⁽⁵²⁾ 池田は、民族問題の要因のひとつに文化相対主義があると指摘している。「植民地支配などの多くの犠牲を払いながら、ようやく人類は『文化相対主義』という地点までは辿りつくことができました。しかし、一見、価値中立的に見えるこの概念も、何ら人間の積極的な意志が伴うものではないために、人びとの関係を絶えず不安定な状態に置いてしまいかねません。そこには、文化の違いがいつでもナショナリズムやエスノセントリズム（自民族中心主義）に転化する危険性があり、共存社会の破壊や非人間的抑圧

方、冷戦は東西間のイデオロギーをめぐる対立でもあったが、米国を中心とする西側の勝利に終わったことから自由や民主主義といった価値が一元化、普遍化し、人権の主流化という現象をもたらした。同時に、冷戦の終結によって加速したグローバリゼーションの波は、豊かさの陰で貧富の格差の拡大をもたらすとともに、NGOや多国籍企業といった非国家アクターの台頭と主権国家の相対化をもたらし、人権の主流化を一層促進することとなった⁽⁵³⁾。

池田は、こうしたグローバリゼーションについて、「現状のグローバル化には「欧米化」という側面が強く出ており、「新たな出会い」が「新たな衝突」の背景となっていることも確かです」⁽⁵⁴⁾として、その危うい側面について、次のように警鐘を鳴らしている。「進行する『グローバリゼーション』は、政治や文化、経済などが国境をこえて、一体化する方向を目指しています。しかし、それが進むにしたがって、この動きへの反動として、民族主義、原理主義への回帰が見られ、そのなかからテロへとつながる過激主義が各地で噴出しています」⁽⁵⁵⁾。「グローバル化が、単なる画一主義に陥るならば、人類は長い期間にわたって育んできた豊かな文化的多様性を失ってしまうでしょう」⁽⁵⁶⁾。そして、昨今の状況を普遍性と個性のせめぎあいの問題としてとらえ、次のように述べている。「それ（グローバリゼーション）は、一面では『多彩な価値観を受容して、発想の豊かさをもたらしている』かもしれませんが。しかし他方、『伝統文化の破壊や、価値観の混乱をもたらしている』面もあります。『世界一体化の時代』を『混乱の時代』にしてはなりません。そのためには、『普遍的な価値』をもつものを見きわめつつ、同時に『卓越した独自性』をもつものを尊重し、的確に位置づけていく必要があります。個々の伝統・見解・価値が全体とのつながりを失って個別性に閉じこもれば、独善化や偏見、他者への差別に陥ってしまうからです。つまり、普遍性ばかりを追えば世界が画一化される危険性があり、個別性だけを強調すれば世界が分裂化するおそれがあります。世界は今、『画一化』という求心力と『分裂化』という遠心力が、せめぎあう混沌のさなかにあるといえましょう」⁽⁵⁷⁾。そして、『「グローバル化した社会」とは、人類が『運命を共有する社会』⁽⁵⁸⁾であるとして、「『対立』を『対話』という非暴力の手段で解決

へと容易に結びつく可能性が残るからです」(池田大作／マジッド・テヘラニアン『二十一世紀への選択』、351頁)。

⁽⁵³⁾ グローバリゼーションとは、一般に、経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模で一体化していく現象のことをいう。1995年の国連社会開発サミットにおける「コペンハーゲン宣言」では、グローバリゼーションの光として、①世界の富が急速に増大し貿易も急増したこと、②平均余命、識字率、初等教育などが多くの国で向上したこと、③民主化が進展し市民的自由が拡大したこと、の3点をあげるとともに、グローバリゼーションの影として、貧富の差の拡大、政治・経済、社会の変動過程にある諸国で深刻な社会問題が発生していること、地球環境の悪化、1200万人以上の失業、数100万人の難民の発生など9つをあげている。

⁽⁵⁴⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、96頁。

⁽⁵⁵⁾ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』、160頁。

⁽⁵⁶⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、194頁。

⁽⁵⁷⁾ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』、161頁。

⁽⁵⁸⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、116頁。

する文明を、この時代に生きる人類はもたなければなりません」⁽⁵⁹⁾と述べている。

(2) 脅威の多様化と絶対平和主義の課題

冷戦終結とグローバリゼーションにより顕在化、多様化した脅威とそれに対する対応をめぐって、国際社会は新たな課題を突きつけられている。以下では、いくつかの問題とそれに対する池田の視点についてみてみたい。

①人間の安全保障と人道的介入・保護する責任

冷戦の終結による米ソ対立の解消の結果、機能麻痺に陥っていた国連安保理の機能は活性化した。しかし、国連が構想した集団安全保障体制は、本来、侵略や国家間紛争、すなわち国家間の平和を前提としたものであり、冷戦後の紛争の大半を占める国内紛争に十分対処できるかどうか問われている。より困難な問題は、内戦の過程で発生した重大な非人道的行為に対して、国連および国際社会としてどのように対処すべきであるかという問題である。なぜならば、各国家が主権を有する結果として、国連が安保理決議を通じて「平和に対する脅威」と認定し介入する場合を除いて、他国は一国家の国内問題に干渉してはならない国際法上の義務があるからである。しかし、民族浄化などのジェノサイドが行なわれ、軍事力による介入以外に方法がないにもかかわらず、安保理決議がえられないような場合にも一切の行動をとるべきではないのかという問題は難題である。

このような事態が実際に発生した事例が旧ユーゴのコソボをめぐる問題であり、1999年、NATOは軍事力によって旧ユーゴに介入した。この事件をきっかけにいわゆる「人道的介入」をめぐる議論が巻き起こったことはよく知られるところである。しかし、人権や人道といった概念は介入における錦の御旗となりやすいがゆえに濫用の危険が常につきまとうことも事実である。このようななか、介入という言葉につきまとう介入側の論理を緩和し、国家主権との衝突を避け、それを補完する概念として登場したのがいわゆる「保護する責任」の概念である。これは、破綻国家など人権保護の第一次的責任者である国家がその責任を全うしえない場合には、国際社会がその責任を果たすべく行動を起こさねばならないとする考え方で、2000年9月、カナダ政府による「介入と国家主権に関する国際委員会(ICISS)」報告書で提唱され、その後、2005年9月の国連首脳会合成果文書等の国連文書でも再確認されることとなった⁽⁶⁰⁾。

⁽⁵⁹⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、105頁。

⁽⁶⁰⁾ ・ *The Responsibility to Protect*, The Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty (<http://www.iciss.ca/pdf/Commission-Report.pdf>)

・ *A more secure world: our shared responsibility*, Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change (A/59/565), 2 December 2004.

・ Kofi A. Annan, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All: Reports of the Secretary General* (A/59/2005), 21 March 2005.

・ *Responsibility to protect populations from genocide, war crimes, ethnic cleansing and crimes*

こうした動きの底流には、近年の人権の主流化の流れがあるといつてよい⁽⁶¹⁾。そして、従来の国家を中心とした枠組みに一石を投じ、人間の視点からのパラダイムの再構築を促すきっかけとなったのが、「人間の安全保障」の概念であった。人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」を意味し、「軍事力により軍事力から国境を守る」伝統的な国家の安全保障が人々の生存や安全を十分に保障していない現状に異議を唱えるものとして登場した⁽⁶²⁾。この概念は、1994年、国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告書』において登場し、その後、さまざまな国連文書や報告書において定着、発展を遂げることとなった⁽⁶³⁾。

池田は、人間の安全保障について、次のように述べている。「最近、これまでのように『安全保障』を国家による国家のための安全の保障という狭い解釈にとどめるのではなく、『ヒューマン・セキュリティ』（人間のための安全保障）という発想に立つ構想が模索されております。それは、人道、人権がさまざまな形で危機にさらされがちな現代にあって制度的要因よりも人間的要因を

against humanity 60/1, 2005 World Summit Outcome (A/RES/60/1).

・S/RES/1674(2006), Adopted by the Security Council at its 5430th meeting, on 28 April 2006.

⁽⁶¹⁾ アナン事務総長（当時）は、「主権に関する二つの概念」と題する論文のなかで、「国家主権は、とくにグローバリゼーションと国際協力の力によって、そのもつとも基本的な意味において再定義されようとしている。今や国家は国民に奉仕するための手段として広く理解されており、その逆ではない。同時に、国連憲章や国際人権諸条約にうたわれた個人の基本的自由としての人権は、復活し拡大しつつある個人の権利に対する意識によって高められてきた」と述べている（Kofi A. Annan, “Two Concepts of Sovereignty,” *The Economist*, September 18, 1999, p. 49）。

⁽⁶²⁾ 「人間の安全保障」は、多様な脅威から人々を保護することに焦点を当てる。想定する脅威としては、環境汚染、国際テロ、大規模な人口の移動、HIV/エイズをはじめとする感染症、長期にわたる抑圧や困窮などであり、担い手としては、国家のみならず国際機関、地域機関、非政府機関（NGO）、市民社会などがあげられる。国家安全保障との関係については、相互に補いあい依存しているのであって、「人間の安全保障」なしに国家の安全保障を実現することはできないし、その逆も同様といえる。人間の安全保障の内容としては、①恐怖からの自由、すなわち、戦争や内戦などの紛争、犯罪、テロ、国内支配集団による大規模人権侵害からの解放については、保護する責任が求められ、②欠乏からの自由、すなわち、飢餓や貧困、疾病、環境破壊など構造的な社会的経済的問題からの解放については、エンパワーメント（能力強化）が求められる。人間の安全保障が登場した背景としては、①第2次大戦後の人権規範の成熟、および②植民地の独立があげられる。すなわち、植民地地域が戦後の急速な独立の過程において、自立能力が高まらないままに法的形式としての主権を獲得した結果、主権国家システムの普遍化の一方で開発援助が恒常化した。同時に、米ソ両陣営による冷戦体制のもとで、米ソは南の諸国を自陣営に取り込むために戦略的援助を行った結果、膨大な通常兵器が移転・拡散し、軍事力によって政権が維持される一方で、人間の基本的ニーズや安全を保障するための社会的な支えが不十分であり続けた。冷戦の終結によって南の国々に対する関心を失った米ソ両国は、援助を中止してこれらの国々から手を引き、破綻国家となったり統治能力を十分にもたない途上国の国内で、残された大量の武器を手に国内紛争が頻発するという状況が現出した。

⁽⁶³⁾ その後の発展と定着については、2000年9月の国連ミレニアム・サミット報告書でアナン国連事務総長が人間中心の取り組みの必要性について報告し、これを受けて2001年1月に日本の呼びかけによって緒方貞子氏とアマルティア・セン氏を共同議長とする「人間の安全保障委員会」が創設された。その後、委員会は、2003年5月に「人間の安全保障委員会」報告書をアナン国連事務総長に提出した。

優先するという発想であります。それは、主権国家の顔が支配的であった国連に、『人間の顔』そして『人類の顔』を際立たせる新しい方向性につながるものであります。(中略) 軍事力というハード・パワーを表にして、世界の安全保障を考える旧来の安全保障体制はもはや時代遅れのものになりつつあります。人間への脅威に包括的に対処する国連を軸にした『ヒューマン・セキュリティ』の枠組みを一日も早く確立できるよう英知を結集すべき時であります⁽⁶⁴⁾。

②武力の行使と絶対平和主義

ところで、人道目的とはいえ、その救済のための手段として軍事力を用いることは、それが人的、物的犠牲を伴う点において常にジレンマを抱えている。とくに、絶対平和主義の立場からはより難しい問題となる。この点について、池田は『正義の戦争』はありうるか』との文脈のもとで、次のような見解を示している。「アインシュタイン博士の苦悩は、「正義の戦争はあるのか」というテーマとも深く関わっています。第一次世界大戦では反戦を貫き投獄されたラッセル卿も、第二次世界大戦を支持しました。しかし私は、「ヒトラーの暴虐を目の当たりにして、何もしないのか」という論理が、戦後六十年の間、しばしば武力行使を正当化する格好の例証として用いられてきたことに、注意すべきだと思うのです。(中略) 目的の正当性は手段の正当性によって担保されなければならないのであって、「目的が正しければ、手段は何でも良い」ということにはなりません。では、「目的と均衡のとれる手段」なら武力行使は認められるのか。これが、いわゆる「正戦論」の立場ですが、それでも、その「均衡点」を、誰が、どんな基準で判断するのかという問題が残ります。ロートブラット博士がこれまで繰り返し訴えられてきた通り、第二次世界大戦における原爆使用の例は、いったん戦闘が始まると、個人でも社会全体としても理性的判断が簡単に損なわれ、数十万人を殺しても「やむをえない」とされるほど「均衡点」が大きく動いてしまうことを示しています。暴力や紛争を非暴力的に解決できなかった時点で、それはすでに「失敗」なのであり、仮に暴虐と戦うために武力を使わざるをえないとしても、兄弟である人間を殺戮することにはかわりはないのです⁽⁶⁵⁾。

その一方で、次のようにも述べ、絶対平和主義の困難さと葛藤そのものの意義を示している。「絶対的平和主義の問題は、洋の東西を問わず、文明史とともに古く、困難な課題です。私としては、理論的に、まして個々の具体的な選択や実践のかかわってくる次元においては、是か非かの一本の線を引くことはできないと思います。たとえば、博士が挙げておられたようなケースで、一人の絶対平和主義者が、自らの信念を貫いた結果、死を招いた場合、信条に殉ずるという点では筋が通っていますが、絶対平和主義の政治的実効性ということは、また別問題であるからです。「ヒトラーを前にして、絶対平和主義者は何をなすうるか」との博士の問題提起の意味するとこ

⁽⁶⁴⁾ 第20回「SGIの日」記念提言(聖教新聞1995年1月24日)。また、池田は、2011年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災をはじめとする災害や世界的な経済危機などの脅威を乗り越えるための視座として「人間の安全保障」の理念に言及している(第37回「SGIの日」記念提言(聖教新聞2012年1月26日))。

⁽⁶⁵⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、43頁。

ろも、そこにあると思います。(中略)すなわち、絶対平和主義者の実効性の地平というものは、そうした恐ろしいジレンマに立たされたアインシュタインのような苦衷のなかにしか見いだせないと考えております⁽⁶⁶⁾。そして、悲しく苦しい選択を迫られながら、アインシュタインが「確信をもった平和主義者」として、絶対平和主義者への憧憬をいだきつづけていたことが、戦後、彼が日本の雑誌や新聞に寄せた“釈明”からも明らかであると述べている⁽⁶⁷⁾。その意味でも、そのような葛藤の末にも判断をせざるをえないような状況が生じる前に何ができるかがより大切になる。具体的には、紛争や人道犯罪を未然に防ぐ努力や軍事力そのものをいかに極小化していくか、すなわち軍縮の役割があらためて重要となる。

③テロと「テロとの戦争」がもたらす問題

多様で解決困難な脅威は、テロや核兵器という形でも私たちに迫っている。2001年9月11日、テロ組織が超大国アメリカに攻撃を仕掛けるという前代未聞の同時多発テロは、それがいつでも起きてもおかしくないという点で世界を震撼させた。同時に、アメリカの単独主義のもとで世界が「テロとの戦争」という新たな時代に入ったことも実感させた。アメリカブッシュ政権は、同年10月に対アフガンに報復攻撃を行ない、2002年にはイラン、イラク、北朝鮮を「悪の枢軸」と名指しし、「ならず者国家」やテロ組織の攻撃に対しては先制攻撃も辞さないとの「先制攻撃ドクトリン」(ブッシュドクトリン)を発表、2003年3月にはイラク戦争を行なった。その法的・政治的問題点の検証についてはここでは行なわないが、池田は、テロについて強く非難する一方、それに対してアメリカがとった対応についても厳しく断じ、次のように述べている。「アメリカの一連の単独行動主義は、自由や人権、民主主義等のアメリカの掲げる普遍的理念(ナイ氏は、それらを、情報化時代の進展につれ、アメリカをますます魅力あらしめる可能性を秘めた、ソフトパワーの機軸としております)と、どう整合性をもつのか、疑問を呈されても仕方がないのではないか⁽⁶⁸⁾。さらに、テロの暴力と暴力を用いての反テロは同一次元の悪であるとも述べる。「重ねて無差別テロの非道性、残虐性は、どこまでも糾弾されてしかるべきです。しかし、それに対抗するハード・パワー一辺倒というのでは、あまりにも策がないというか、悲しすぎます。『憎悪と報復の連鎖』を繰り返しては、つまるところテロリズムと同じ次元にまで身を落とすことになりかねず、オルテガ流にいうならば、『文明』から『野蛮』へと歴史を逆戻りさせることであり、“文明の衝突”という最悪のシナリオさえ、現実のものになってしまうことを、私は恐れるのであります⁽⁶⁹⁾。そして、テロに対してはその原因に目を向け、その解決を通じたテロを生み出さない社会的土壌を形成することが重要であるとして、次のように述べている。「二〇〇一年の「9.11」事件を境に世界は「テロ」と「対テロ戦争」という大規模な暴力の連鎖に、巻き込まれ

⁽⁶⁶⁾ 池田大作/L・ポーリング『「生命の世紀」への探求』(読売新聞社、1990年)、226頁。

⁽⁶⁷⁾ 池田大作/L・ポーリング『「生命の世紀」への探求』、227頁。

⁽⁶⁸⁾ 第28回「SGIの日」記念提言(聖教新聞2003年1月26日)。

⁽⁶⁹⁾ 第28回「SGIの日」記念提言(聖教新聞2003年1月26日)。

てしまった感があります。(中略) もちろん、テロは許してはなりません。テロを防止するための国際的枠組みも必要でしょう。しかし、それらはテロ対策の反面であって、テロの根本的解決にはならない。もう一方で、テロを生む動機そのものへの対処がなされなくてはなりません。それは、「公正と「共生」を基礎とした地球社会の建設です」⁽⁷⁰⁾。

その後、オバマ政権の誕生により、アメリカ一國主義から国連を中心とした多国間協調へ回帰しようとする兆しがようやくみられるようになった。その象徴ともいえるのが核廃絶に向けた動きである。2009年4月、オバマ大統領はいわゆるプラハ演説で「核なき世界」を提唱、9月25日に開かれた国連安保理首脳会合では、「核なき世界」安保理決議が全会一致で採択された。2010年5月のNPT再検討会議で採択された最終文書では、核軍縮・核不拡散に向けた64の行動計画を明記し、核廃絶の明確な約束を再確認した。そして、2011年2月には米露間で新核軍縮条約が発効した。しかし、このような核廃絶の動きの背景には、核兵器がテロリストの手にわたり使用されるかもしれないといういわゆる「核テロ」の危険性が高まっていることへの警戒感がある。2007年以降、アメリカのキッシンジャー元国務長官をはじめ冷戦時代にアメリカの核戦略に関わった高官らが「核兵器のない世界」を提唱しているのは、このような危機感に基づくものであるといわれている。池田も最近の核兵器をめぐる問題について、「核兵器が対峙する時代に突入してから60年経ちますが、アインシュタイン博士の警告への抜本的な対応はなされていません。むしろ、危機の度を増している。(中略) 核兵器が2万5000発も存在すると言われる一方で、闇市場を通じて製造技術や核物質が流出し、核兵器を用いたテロという想像を絶するような新しい形の脅威を懸念する声も高まっています」⁽⁷¹⁾と述べ、警鐘を鳴らしている。

4. 池田の平和観とグローバルガバナンス—国連・法・民衆による平和—

ここまで、主権国家体制が誕生して以降、今日にいたるまでの国際社会の変遷と課題について述べるとともに、それらに対する池田の平和観について概観してきた。そこに一貫するものは、「戦争と暴力の文化」に対する「平和と非暴力の文化」の思想であり、国家の論理に対する人間の復権の思想であった。しかし、依然として主権国家を基本的枠組みとする今日の国際社会において、池田が描く平和の秩序構想はどのようなものであろうか。

これからの世界秩序を考えると、まず提起されるのは、現在の主権国家の枠組みを維持したうえで平和を構想するのか、それとも主権国家を解体して世界政府ないしは世界連邦を構想するのかという問題である。世界政府設立の構想と運動は、すでに第2次大戦後まもない時期に始まり、世界各地で一時期盛り上がりを見せたが、その直接のきっかけは核兵器の登場とそれが広島、長崎で実際に使用されたことであった⁽⁷²⁾。これら世界政府論者の考え方に共通してみられ

⁽⁷⁰⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、175頁。

⁽⁷¹⁾ 池田大作「戸田第2代会長生誕110周年記念提言『核廃絶へ民衆の大連帯を』」(聖教新聞2009年9月8日、9日)。

⁽⁷²⁾ このような世界政府運動の思想的根拠となったのは、原爆投下の直前の1945年6月に出版された、エメ

る特徴は、現代の危機、とくに戦争の原因を国家主権そのものに求める点である。したがって、世界平和を実現するためには、国家が主権を放棄し、より高次の単位である世界政府に結集する必要があると考えた。しかし、世界政府論は機構万能主義で理想主義的であったことなどさまざまな弱点もみられた⁽⁷³⁾。そして、実際にもこれらの構想は陽の目を見ないまま、現実の世界は直ちに冷戦といういわゆる「二つの世界」の深刻なイデオロギー対立に直面することになった。

池田も世界政府構想について、「それがいかに困難なことであるかは、世界連邦運動の苦渋と曲折に満ちた歴史が、はっきり示しております」と述べている⁽⁷⁴⁾。そして、世界政府構想については、その実現可能性だけではなく、主権国家を解体すれば戦争がなくなるという発想そのものについて、次のような見解を示している。「『制度としての戦争』は国家主権に関わる問題です。ただし、冷戦後の紛争のほとんどが、国家間の『制度としての戦争』ではなく、国内紛争であることを考えると、国民国家制度を解体すればすべての戦闘行為がなくなるという単純なものではないことも確認しておかねばなりません。国家による軍事的、政治的暴力の独占が無秩序に解放され、権力の空白ができることで、かえって暴力が蔓延することになりかねない。ですから、現実の課題は、『国家をなくす』ことではなく、人類の滅亡をも可能にするほどの兵器を一国家が有するという、明らかな国家主権の行きすぎを、どう『調整』し、どう『制御』するかということ

リー・リーブス (E. Reves) の『平和の解剖』(E. Reves, *The Anatomy of Peace*, 1945) であり、アメリカにおける最も大きな世界政府団体である「世界連邦主義者連合」の初代会長であったコード・メイヤー (C. Meyer Jr.) が1947年に出した『平和かアナーキーか』(*Peace or Anarchy*, 1947) であった。世界政府運動が生み出したひとつとして有名なものが、シカゴ大学総長のロバート・ハッチンス博士を委員長とする世界憲法審議委員会が1948年に発表した世界憲法予備草案 (*Preliminary Draft of a World Constitution*, 通称シカゴ草案) である。世界憲法案は世界政府運動が目指す新たな世界機構の設計図であり、文字通り世界政府の憲法として書かれた (拙稿「『世界憲法案』と人権保障の現状—田畑茂二郎『世界政府の思想』を通して—」『創価法学』第40巻第2号)。

⁽⁷³⁾ 世界政府の実現には社会的条件の成熟と社会的統一が不可欠であり、それなくして、法律や権力だけで社会を統一しようとするれば、結局、圧倒的に優越した権力を前提にしなければならず、世界政府は必然的に圧制的なものとならざるをえない (田畑茂二郎『世界政府の思想』(岩波新書、1950年))。カントも『永遠平和のために』のなかで、世界政府について「他を圧倒して世界王国を築こうとする一大強大国によって諸国が溶解させられる」おそれを抱いていた。池田は、ルソーとカントの世界秩序構想について、次のように述べている。「ご承知のように、ルソーは『(国家) 主権をそこなうことなしに、どの点まで (国際的な) 連合の権利を拡張することができるか』と自らに問いかけつつ、緩やかな連合である『同盟』や、緊密な連合である『連邦国家』をともに退け、その中間形態としての『国家連合』への方向を探っています。そうした模索は、平和への実効性が欠如する『同盟』の短所や、国家主権を侵害する恐れのある『連邦国家』の短所だけでなく、それぞれの長所をも秤にかけたうえでの、ぎりぎりの選択であったと思われます。それにカントも国家主権の保護のために、連合の目的は平和の維持だけに限定されるべきだとして、『たんに戦争を防止することだけを意図する諸国家の連合状態が、諸国家の自由と合致できる唯一の法的状態である』と述べています。こうみてきますと、用語の差異はともかく、ルソーもカントも、強力な中央集権型の統合体へ移行することには警戒的で、『全体』と『部分』とのバランスを見すえながら『中道』を探っているようです (池田大作/ノーマン・カズンズ『世界市民の対話』、186頁)。

⁽⁷⁴⁾ 第12回「SGIの日」記念提言 (聖教新聞1987年1月26日)。

にあります」⁽⁷⁵⁾。

そうなれば、世界政府なき（アナキカルな）国際社会にあって、どう国際秩序を創出していくかという問題、すなわちグローバル・ガバナンスをどう構想するかという問題に移ることになる。池田は、今後の秩序構想について、次のように明確に述べている。「国家を超えた問題に対応する統治の在り方が、どうあるべきか」。第二次世界大戦後、アインシュタイン博士やラッセル博士らは、『世界政府』や『世界連邦』の必要性を説きましたが、その実現ははまだ困難であり、すぐに道が開けるとい状況ではありません。それに代わって、一九九〇年代に登場したのが『グローバル・ガバナンス』という概念です、すなわち、世界政府のような統括機能の存在なしに、国家をはじめ、多様な機関がさまざまな問題に対して結集し、そのネットワークを通じて地球を運営していくという考え方です。一言でいえば『世界政府なき統治』『集権的ではなく、ネットワーク的な統治』ということです。しかし、こうしたグローバル・ガバナンスのあり方は、結局、その時々国家間の力関係を投影したものにもなりかねません。グローバル・ガバナンスを、公正で責任あるものにするためには、大まかに、いくつかのポイントがあります。一つは、グローバル・ガバナンスの要である国連の改革と強化です。次には、『法による支配』を一步一步、制度化して行くことです。その試金石として、私は国際刑事裁判所を軌道に乗せることが重要だと思っています。そして、何と云っても、ガバナンスを支える民衆の連帯です」⁽⁷⁶⁾。そこで、以下、国連、法、民衆の視点から平和への道筋を探ってみたい。

（1）マルチラテラリズムと国連の民主化—国家をつなぐ—

21世紀のグローバル・ガバナンスを構想するとき、国連の存在と役割は一層重要になると思われる。「国連を軸に人類が結束する以外にない」⁽⁷⁷⁾と池田も国連の果たす役割の重要性について折あるごとに触れ、国連支援の活動を献身的に続けてきた⁽⁷⁸⁾。そして、「連帯の基軸は、あくまで国連であるべきだと考えます。世界百九十一カ国（現在は193カ国 ※筆者注）が加盟する最も普遍的な機関である国連こそが、国際協力の礎となり、その活動に正統性を与えることができる存在にほかならないからです」⁽⁷⁹⁾とし、世界の大半の国々が加盟する国連の普遍性にその正統性があると述べている。また、「『平和』『平等』『慈悲』という仏教の理念は、今の時代、人類のどれもが共通に求めているものであり、国連の目指す道にも通じると信じます。ゆえに、その国連

⁽⁷⁵⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、206頁。

⁽⁷⁶⁾ 池田大作／R・D・ホフライツネル『見つめあう西と東』、156頁。

⁽⁷⁷⁾ 第26回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2001年1月27日）。

⁽⁷⁸⁾ 池田が国連およびその改革について詳しく論じた提言としては、「世界が期待する国連たれ」（聖教新聞2006年9月1日、2日）がある。また講演としては、ボローニャ大学での講演「レオナルドの眼と人類の議会—国連の未来についての考察」池田大作『「人間主義」の限りなき地平—海外諸大学での講演選集Ⅱ』（第三文明社、2008年）、対談集としては、アンワルル・K・チョウドリ／池田大作『新しき地球社会の創造—平和の文化と国連を語る—』（潮出版社、2011年）がある。

⁽⁷⁹⁾ 第29回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2004年1月27日）。

を支援することは、私どもにとって、いわば“必然”であるともいえます。そうした面からも私は、国連の第一義的な役割は、協調と対話を機軸とする『ソフト・パワー』という点に求められるべきものと考えております⁽⁸⁰⁾と述べ、仏教の理念と国連の理想の間に相通じるものがあるとして、国連支援は仏法者として必然でもあると強調している点は重要である。また、国連は、軍事力による行動も辞さない安全保障のシステムを備えた組織ではあるが、国連の第一義的な役割と本質は「ソフトパワー」にあるとの考えも池田の国連観の特徴的部分である。その意味で、国連の強化は一層重要な課題となる。

しかし、国連については、国連に多大な期待をかける理想主義的な見方がある一方で国連無力論や不要論も叫ばれ、その評価は大きく分かれることも確かである。国連誕生から今日にいたるまでの歩みをみると、国連が理想と現実のはざままで揺れ動いてきたことは事実である。しかし、国連が主権国家の集合体であることに立ち還れば、過剰な期待も失望も誤りであり、等身大で国連を理解し、主体的に国連に関わっていくことが肝要であろう。池田もこの点について、次のように述べている。「確かに、国連無力論や不要論は一部で根強く叫ばれており、今の国連には、時代の変化にそぐわない面が少なからずあるかもしれません。しかし私どもは、それに代わる存在が現実にはない以上、グローバルな草の根の民衆の力を結集し、国連を強化して行くことが一番の道であることを考え、行動を続けてきました⁽⁸¹⁾。また、「多国間協調のシステムとして、国連はベストではないかもしれませんが、国連が存在しない世界よりも、国連が存在する世界のほうがベターであることは間違いありません。『国際公法に基づく世界』の要として国連を宣揚し改革・強化していく以外に道はありません⁽⁸²⁾」とも述べている。

それでは、国連改革のカギは何であろうか。それは、国連の民主化ということになるろう。すなわち、政府間組織である国連をどう地球市民社会の形成という変化を反映した組織へと改革していくかということである。池田は、「すべてのベースになるのは、国連憲章が『我ら人民は』と謳い上げているように、『国家主権から人間主権へ』の座標軸の転換であります」と述べ、主権国家間の協力組織であるにもかかわらず国連の目指す本来の理念は、前文の冒頭に謳われるようにpeople（人民）の利益の実現にあることを強調している⁽⁸³⁾。では、国連の民主化とは具体的に何を指すのであろうか。第一の民主化は、国家間デモクラシー、すなわち加盟国間の平等の実現である。なかでも安保理の民主化と正統性の確保のための安保理改革は、避けて通れない課題であろう。安保理改革の具体的内容としては、現在5つの常任理事国と10の非常任理事国からなるメンバー構成やその拡大、拒否権の問題、審議の透明性の確保、ダブルスタンダードの是正、安保理のコントロールなどが含まれるが、改革を通じた安保理の民主化と正統性の確保は、軍事力

⁽⁸⁰⁾ 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』（東洋哲学研究所、2005年）、353頁。

⁽⁸¹⁾ 第29回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2004年1月27日）。

⁽⁸²⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、132頁。

⁽⁸³⁾ ハワイ東西センター講演「平和と人間のための安全保障」池田大作『「人間主義」の限りなき地平—海外諸大学での講演選集Ⅱ』（第三文明社、2008年）。

の行使を完全には否定できない現状において、軍事力に直接関わる安保理によるその恣意的な行使を可能な限り極小化するという観点からも改革が急がれる。第二の民主化は、国連を人間の安全保障に対応し、人間の安全保障を実現する組織にできるかどうかである⁽⁸⁴⁾。これは、国連の第一義的な役割はソフトパワーにあるとする池田の考えに通じる。そのために、ひとつは非暴力、すなわち平和的手段による平和の実現が重要となる。紛争の平和的解決、人道犯罪の処罰、軍縮への取り組みの強化が望まれる。それに加えて、経済的・社会的・人道的問題への取り組みがより重要となる。なぜなら、これらの分野は、人間の安全保障の柱のひとつでもある「欠乏からの自由」に関わるとともに、紛争やテロの要因にもなる点で、その予防や土壌の除去がより重要となると考えられるからである。その意味でも平和構築の担う役割は大きい。第三の民主化は、グローバルデモクラシー、すなわち加盟国国民の民意の反映である。そのためにNGOや市民社会の国連への参画をどのように促進していくかが国連改革においてもより重要な課題となろう。この点について池田は、「国連が“生きている機関”として現代世界の要請に答えていくために、いかなる「創造的進化」を遂げる必要があるのか。私は、一にも二にも、NGO（非政府組織）を中心とした市民社会との協働関係を盤石なものにすることに尽きると考えます。なぜなら、国連という機関の生命の息吹は、憲章の前文で主語をなしている“われら民衆”の文言—なかんずく、その民衆を構成する一人一人にこそ宿っているからです⁽⁸⁵⁾と明言する。また、「これからの国連にとって大切なのは、『国家の代表の集まり』の側面とともに、『人類・民衆の代表の集まり』の側面を強めていくことです。その意味からも、NGOの舞台を広げ、『世界NGOサミット』あるいは『世界NGO総会』を、現状を拡大したかたちで開催し、定着させてはどうでしょうか⁽⁸⁶⁾とも述べる。これらの言葉に込められた池田の視点は、国連改革に関する考えのなかでも一貫している。

(2) 「力の支配」から「法の支配」へ—国家を裁く—

グローバル・ガバナンスにおいて第二に求められることは、戦争や非人道的行為に対する報復の連鎖と、それらに対する不処罰の歴史にどうピリオドを打つかという点である。戦争に訴える行為そのものを違法化する試み、すなわち*jus ad bellum*の部分については先に述べた。しかし、たとえ戦争が違法化されたとしても武力行使やそのプロセスにおける非人道的行為はなくなるわけではない。国際人道法による戦争の手段・方法の規制および侵略や非人道的行為を犯罪として裁くこと、すなわち*jus in bello*による武力行使の規制と国際刑事法廷によるその処罰が不可欠

⁽⁸⁴⁾ 『人間の安全保障』を実現させていくためには、人類益に立った国際法の拡充をめざすとともに、国連を支援・強化して行くことが強く求められると私は考えます。長きにわたる『ウェストファリア体制』の下で形成されてきた国際法は、国家間の利害を調整するためのルールとして発達してきた面が強く、伝統的に国家の排他的主義が尊重される傾向がありました（池田大作／マジッド・テヘラニアン『二十一世紀への選択』、304頁）。

⁽⁸⁵⁾ 第36回「SGIの日」記念提言（聖教新聞2011年1月27日）。

⁽⁸⁶⁾ 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』、362頁。

となる。しかし、主権国家を超える権力がない国際社会において、国家や戦争指導者が裁かれな
 いのは当然のこととされてきたのがこれまでの常識であった。その意味で、法による正義の実現
 は、非暴力的手段としての法による公正な裁きという事後的な側面だけでなく、将来に向けて犯
 罪を抑止し、報復の連鎖を断ち切るという面からも重要な役割を担うものといえる。

このような動きは、第2次大戦におけるドイツおよび日本の戦争犯罪を初めて国際法廷で裁い
 たニュルンベルグおよび極東国際軍事裁判所の設置を契機として、冷戦後には地域紛争での大量
 虐殺等を裁くための旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）およびルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）が
 設置され、2002年には国際刑事裁判所（ICC）が設立された。法の支配と国際刑事裁判所の設置の
 重要性については、池田もこれまでさまざまな機会に訴えてきた。たとえば、「私も、国際刑事裁
 判所の早期の設置を繰り返し訴えてきました。それは、『力による解決』ではなく『法による解決』
 を制度化し、“憎悪と報復の連鎖”を断ち切る回路を開くためです。そうした努力のなかにこそ、
 永続的な平和の基盤を築きゆく鍵があると信じるからです⁽⁸⁷⁾と述べている。そして、処罰にあ
 たったの基準として、「問題は『正義を判断するのは誰か』です。それは、さし当たって、多国間
 の枠組みであり、国際社会のルール定めた『国際公法』とするのが最も合理的でしょう。プラト
 ンの『国家』に『<正しいこと>とは、強い者の利益に他ならない』（『国家』（上）藤沢令夫訳 岩
 波書店）とあります。こうした「力こそ正義」という数千年の歴史に終止符を打つために、人類は、
 最も合理的な方法として、多国間の枠組みをつくり、「国際公法」を整備してきたのです」と述べ、
 国際法の役割を強調している⁽⁸⁸⁾。

しかし、国際法は国家間の合意を前提とする任意規範であるがゆえに、合意しない国家に対す
 る拘束力の点において大きな限界があることも確かである。国際法上の強行規範、すなわちユス・
 コーゲンスは、そのような国際法の性格を乗り越えようとするものといえるが、国際法が合意主
 義をどう克服し、世界（市民）法へと発展を遂げられるかがひとつの課題であろう。池田は、こ
 の点について次のように述べている。「現代の文明が発達して、諸国が緊密に結びついていく世界
 になればなるほど、国家の主権を制限する『世界法』がいよいよ必要になってきます。ところが、
 まさに必要な『世界法』に対する現在の『国際法』は一種の前例、慣例ではあっても、紳士協定
 のようなものにすぎず、たとえば国法が国民に対してもつような強制力を国家に対してもって
 いません。（中略）将来、世界法が制定されるときが来れば、今の国際法はあたかも道徳や慣例が
 国家の法律の土台であるのと同じ役割を担うことになるでしょう。かつての帝国主義的な砲艦外
 交が通用しなくなるとともに、国際法を重んずるようになってきた軌跡に照らしても、世界的な

⁽⁸⁷⁾ 池田大作／ベド・P・ナンダ『インドの精神』、326頁。その他、「軍事力などのハード・パワーによって、
 一時的に紛争の解決を図ったとしても、流血の惨事などを招き、将来に禍根を残す場合が少なくない。
 ゆえに、憎悪と報復の悪循環を断ち切るための公正な『法による解決』の枠組み作りが不可欠である。
 その一つのステップとして、人道に反する重大な犯罪を、国際法に照らして裁く、『国際刑事裁判所』の
 早期設立を、私も訴えてきた」（池田大作『明日を見つめて』、119頁）。

⁽⁸⁸⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、134頁。

法体系をつくる時代が到来すると思います。そのために人類は英知を結集しなくてはなりません。力ではなく法による秩序を生み出す手段をもたなければ、いつまでも人類は、宿命的な流転を打ち破る光を見だせないに違いない。その意味からも、国連の強化と充実、そして発展が志向されねばならないことは、明白です」⁽⁸⁹⁾。

その意味において、国際刑事裁判所を通じた訴追・処罰の試みは、それが国家主権との関係において補完性を原則とはするものの、世界法への発展の可能性を占う試金石ともいえる。そのうえで、池田は、「ハーグ平和会議、パリ不戦条約など、戦争を違法化するという試みがありながら、世界大戦が起きてしまったことは、条約や制度があっても、人々に「不戦」への強固な意志がなければ、戦争を防ぐことがいかに困難であるかを如実に物語っています。(中略) そして最後は、人の心の中に「平和の砦」をいかに築き上げるか、「平和への意志」をどう育むかという、広い意味での「教育」に帰結すると、私は思っています」⁽⁹⁰⁾と述べている。すなわち、法に実効性をもたせるうえで法の形成を促し、また生み出された法を遵守しようとする社会的基盤、なにかんづく法に映し出される人々の平和への意志がカギを握ることを強調している点は重要である。

(3) ボトムアップによる秩序構築—国家を動かす—

グローバル・ガバナンスの第三のポイントは、ボトムアップによる秩序構築、すなわち秩序形成への市民の参画と連帯である。池田は、「核兵器や環境、貧困問題をはじめ、地球社会の破滅と直結する諸問題に、国家指導者たちが十分に対処できない現状においては、世論を動かし、国境を超えて、非暴力と共生の新しい流れを創造する「世界市民の連帯」こそが、とりわけ重要であると考えます」⁽⁹¹⁾と述べるとともに、「時代の主役は、あくまでも民衆です。一人ひとりが「人間性」を輝かせ、世界から悲惨の二字をなくすための民衆の連帯を粘り強く広げていってこそ、大いなる飛躍がある。私どもSGIが、世界190カ国・地域で取り組んでいる「人間革命」運動の眼目も、そこにあります」⁽⁹²⁾と述べ、SGIによる運動が人間の変革と民衆の連帯による平和運動に他ならないことを確認している。近年、NGOや市民組織などの非国家アクターの台頭が著しいが、92年の地球サミット以降、国連主催のアドホックな世界会議にNGOが準備段階も含めて参加し、また、会議と並行してNGOフォーラムを開催するなどの形でNGOが関与することが一般化している。これらを通じて、国際会議で採択される宣言や行動綱領、行動計画などにNGOが影響を与えるようになっていく。

そのようななか、具体的な国際法の形成においてNGOがきわめて重要な役割をはたした例が目される。たしかに、条約の締結能力は国家にあり、個人やNGOが有するものではない。しかし、NGOがその締結過程に影響を与えることは可能である。たとえば、1999年に発効した対人地雷禁止条

⁽⁸⁹⁾ 池田大作／ノーマン・カズンズ『世界市民の対話』、218頁。

⁽⁹⁰⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、212頁。

⁽⁹¹⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、200頁。

⁽⁹²⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、163頁。

約においては、対人地雷に反対するNGOの連合体である「地雷禁止国際キャンペーン (ICBL)」が、カナダ、オーストリア、南アなどの賛同国と協力しながら条約成立を主導し、2010年に発効したクラスター爆弾禁止条約にもNGOが大きく関与した。また、先に述べた国際刑事裁判所 (ICC) 規程については、「国際刑事裁判所のためのNGO連合 (CICC)」が条約成立に大きく関わった。さらに、1996年、核兵器の使用を国際法違反としたICJの勧告的意見の原動力となったのも、世界法廷闘争と呼ばれた市民ネットワークであった。これら最近の一連の動きは、草の根の連帯による市民のための国際法形成への潮流であるといえる。

この動きについて、池田は次のように述べている。「近年では、平和や人権、また環境などの地球的問題群の解決のために、NGO (非政府組織) が積極的な役割を果たすようになってきました。『対人地雷禁止条約』の制定に大きな役割を果たし、ノーベル平和賞を受賞した『地雷禁止国際キャンペーン』 (ICBL) もそうです。また、近年では国際刑事裁判所の設置の推進に取り組んできた『国際刑事裁判所を求めるNGO連合』 (CICC) などの活躍も注目されました」⁽⁹³⁾。また、「パスカルが「人は正しいものを強くすることができなかつたので、強いものを正しいとした」と言ったように、これまでの人類の歩みは、強者が力にものを言わせ弱者を支配してきた歴史でした。そのなかで、「暴力をやめよ」「戦争をやめよ」と説くことは、時に非現実的に映ってきたことでしょう。しかし今、情報科学技術などの発展によって、市民の「非暴力の連帯」を、グローバルに広げることも可能になってきました。NGO (非政府組織) による地雷禁止国際キャンペーンが、対人地雷全面禁止条約に結実したのも、平和を願う人々の意志が、グローバルな潮流となって広がり、結実した例です」⁽⁹⁴⁾とも述べ、平和秩序の構築に果たす市民の役割に期待を寄せている。さらに、「私は今日の多彩なNGOの活躍をみると、法華経に登場するこれらの多彩な『菩薩群像』を思い起こすのです」⁽⁹⁵⁾と述べ、NGOについて仏法的な視点からの評価をしている。

おわりにーパラダイムの転換と池田の平和観ー

以上、近代から今日にいたるまでの国際社会の構造と変遷を素材として、そこにおける対立と紛争を克服していくうえで池田の平和観がいかなる変革への視座を提供しうるのかという問題意識に基づいて、池田の著作におけるさまざまな言説を引用しながら考察を行ってきた。ここにいる国際社会の構造とは、主権国家を基本枠組みとし、それらが併存する分権的なウェストファリアシステムであった。そこにおいて諸国家は、摩擦や対立の解決を往々にして戦争という手段に求め、差異に基づく差別や弱者への支配という暴力行為を繰り返してきた。20世紀における2度の世界戦争や内戦、核兵器の登場、貧困や人権、環境問題などの諸問題は、まさにこのような「戦争と暴力の文化」を象徴するものであった。この状況は、21世紀になった現在においても依

⁽⁹³⁾ 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』、325頁。

⁽⁹⁴⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、189頁。

⁽⁹⁵⁾ 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』、333頁。

然として変わるものではない。

しかし、池田の平和ビジョンの特徴は、これら諸問題の原因を主権国家（体制）そのものや単なる制度の改革に求めているのではない点にある。すなわち、暴力の根底にある生命軽視とエゴイズムの思想を鋭く批判し、社会や制度を担う人間そのものの変革を通じた「平和の文化」の構築を構想している点である。『野蛮』対『文明』の戦いと題するエッセーのなかで、池田は、現代社会が抱える問題の本質について次のように明快に喝破している。「二十一世紀に人類が直面している緊急の課題は、文明間の衝突でもなければ、『テロ』対『対テロ戦争』でもないはずである。挑戦すべき焦点は「暴力」対「非暴力」の競争である。『力づくでという傲慢』対『対話する勇気』の競争である。『人間不信』対『人間信頼』の競争である。そして、これこそが真の『野蛮』対『文明』の戦いであろう⁽⁹⁶⁾。その意味で、池田の平和観は、その思想性において生命と人間の尊厳を基調とし、その手段において非暴力主義であり、秩序構築の担い手において目覚めた民衆とその連帯⁽⁹⁷⁾ という三つの柱を座標軸とした文化、すなわち「平和の文化」の構築を目指すものといえるのではないだろうか。その意味で、私たちにとって、既存のパラダイムを転換し、「平和の文化」を構築できるかどうか、未来を占う試金石となる。

新たな世界像としての「平和の文化」について、池田は次のように述べている。「『平和の文化』について、私に対談したエリース・ボールディング博士が、素晴らしい定義をしておられます。平和の文化とは「人間がたがいに創造的に『差異』に対処し、それぞれの資質を分かち合うことである」と。自分以外の他者とどう向き合うか。自分以外の他者を受け入れなければ、モノトーン(単色)の世界ができるか、異文明・異文化間の対決が続くだけです。一方、「他者を尊重する」「他者に寛容になる」と言っても、互いが自らの文化・文明を絶対視したままの「尊重」「寛容」では、世界は分断されたままです。このどちらにも陥らないための鍵は、ボールディング博士の言うように「分かち合う」こと、すなわち「他者との対話を通じて、相手を変えると同時に、自身も変わろうとすること」ではないでしょうか。対話を通じ、自他ともの変革の道を考え、広げていくこと—私たちSGIのグローバルな使命はここにあると考えています⁽⁹⁸⁾。ロートブラット博士が古代ローマの格言である「平和のためには戦争を準備せよ」(戦争の文化)を言い換えて、「平和のためには平和を準備せよ」(平和の文化)と述べているが、非暴力的手段としての対話の重要性をたびたび強調する点も池田の特徴である。池田は対話について、「言葉による説得—人間の心に働きかける真の「対話」こそ、トインビー博士が究極的に歴史をつくるものとして挙げて

⁽⁹⁶⁾ 神奈川新聞2003年2月27日。

⁽⁹⁷⁾ 池田は、指導者の役割の重要性についても、当然認識している。それは次のような言葉に表れている。「仏教の知見は、『環境の乱れ、社会の乱れは、必ず思想の乱れから起こる』と、根本を洞察しています。地球を救うためには、社会を動かしている価値観や思想そのものを変えていくことが必要です。とりわけ、指導者がどのような倫理観、歴史観、社会観をもつかは、社会の方向性を直接、左右する大きな問題です」(池田大作/R・D・ホフライツネル『見つめあう西と東』、146頁)。

⁽⁹⁸⁾ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、213頁。

いた「水底のゆるやかな動き」にはかならないと、私は思います⁽⁹⁹⁾と述べるとともに、「誤解を恐れずにいえば、対話によって得られる結果以上に、『対話のプロセスそのもの』に、対話の真価があるとさえいえるでしょう⁽¹⁰⁰⁾と述べている。この対話という行為そのものもたらす変革へのダイナミズムは、池田が自身の行動を通して体現し証明してきたところであることはあらためて述べるまでもない。

対話が、個人レベルでの非暴力的手段であるとするならば、社会レベルにおいて重要となるのは、牧口が示した「人道的競争」の概念である。池田は、牧口の言葉を通して、次のように述べている。『威服』から『心服』へ—現代的に言い換えれば、軍事力や政治力、または圧倒的な経済力をもって、他国を一方向的に意のままにしようとしたり、強制的な形で影響を及ぼそうとする『ハードパワー』の競争から決別することであります。そして、それぞれの国がもっている外交力や文化力、また人的資源や技術・経験等を駆使した国際協力を通して、自然とその国の周りに信頼関係や友好関係が築かれていくような、『ソフトパワー』による切磋琢磨をよびかけたのであります。こうした『人道的競争』、すなわち『ソフトパワー』に基づく影響力の競争が広がっていくならば、従来のような敗者の犠牲や不幸の上に勝者がある『ゼロサム・ゲーム』に終止符が打たれるようになるはずです。さらに、それぞれの国が、人類への貢献を良い意味で競い合う中で、地球上のすべての人びとの尊厳が輝く『ウィン・ウィン（皆が勝者となる）』の時代へ道が開かれていくはずであります⁽¹⁰¹⁾。

そして、『人道の競争』とは、一つは『人材育成の競争』です。そこでは、教育が柱となる」と述べ、人材の育成とそのための教育の重要性について強調している⁽¹⁰²⁾。また、「人間をつくる両輪は、『教育』と『宗教』である。教育なき宗教は独善になってしまう⁽¹⁰³⁾とも述べ、宗教および教育の重要性とその関係についての考えを示している。では、その教育が目指すべきものは何であろうか。それは、多様性を受容し理解できるグローバルな視野であり、目指すべき人材像としての世界市民であろう。この点について、池田は、「私もこれまで、ことあるごとに「国益」中心から「人類益」中心の思考へ、発想を転換することの重要性を訴えてきました。そのカギとなるのが、多様な価値観や文化を受容し理解するためのグローバルな「教育」です。“開かれた心”と“開かれた知性”による交流を通して、他者への理解と共感を育み、グローバルな視野を身につけていくことが大切です⁽¹⁰⁴⁾と述べるとともに、世界市民について、「世界市民とは『偏狭な国家主義・民族主義・差別主義』と闘う闘士の異名であり、『人類の連帯』を非暴力と対話によつ

⁽⁹⁹⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、147頁。

⁽¹⁰⁰⁾ 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』、372頁。

⁽¹⁰¹⁾ 池田大作「世界が期待する国連たれ」（聖教新聞2006年9月1日、2日）。

⁽¹⁰²⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、120頁。

⁽¹⁰³⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、171頁。

⁽¹⁰⁴⁾ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探求』、245頁。

て築く人である」⁽¹⁰⁵⁾と定義している。そして、「私は、教育の基底に、『人間生命の尊厳』をおくべきであると考えております」⁽¹⁰⁶⁾と述べ、教育の根本となるべき哲学について明快に示している。

このような池田のビジョンに照らす時、21世紀初頭の国際社会は平和の方向に向かおうとしているのであろうか、それとも反対の方向に向かおうとしているのであろうか。この問いに対する明確な回答を示すことは容易ではない。むしろ、現実はそのいずれでもなく、平和への勢力とそれを妨げようとする勢力がせめぎ合いを続けている状態にあるといった方がよいかも知れない。そして、これまでも両者のせめぎ合いのなかで紆余曲折の道のりをたどってきたのが人類の歩みでもあった。その意味で、平和は常に変転してやまない実体である。そして、生命と人間の尊厳を基調とする平和を理想とし探究しようとするならば、そのような平和は、それを勝ち取ろうとする不断の闘争という現実のなかにしか存在しないともいえる。すなわち、平和はゴールであるとともに、それを妨げようとする勢力との闘争というプロセスでもある。しかし、いずれにせよ、そこに示される平和の理念と哲学がどのようなものであるかによって、人類の未来が大きく左右されることだけは間違いない。

「ラッセルがかつて言ったように、すべての常識は一人の人がそれを初めて唱えた時には常識外れの意見であった。古代ローマ以来の常識を新しい常識で置き換える時が到来している」⁽¹⁰⁷⁾。これは、平和をめぐる池田の理念がひとつの“新しい常識”であるとしたうえで、それが古代ローマ以来の“古い常識”に置き換わることへの期待を込めて述べられた識者の言葉である。核兵器やテロ、貧困、環境問題等、人類への脅威が高まる今日、この言葉が示すように、“新しい常識”が時代の潮流となることが一層求められている。このような時において、池田の示す平和観が国際社会の常識を転換するための新たなパラダイムとなりうるかどうかについては、歴史の検証に委ねる必要があろう。しかし、さまざまな著作や対談、講演、提言に示された理念とビジョンが、それに啓発された民衆による人間革命とグローバルな平和運動を通じて漸進的にはあるが具現化されつつあることも事実である。その意味において、人間、非暴力、民衆という明確な基軸に立脚した池田の平和観は、平和ならざる状況に対してはそれを正し、また、人道主義的な平和への動きに対しては、それに正統性を付与し促進する指標としての役割を果たしうる可能性を秘めているものと考えられる。

⁽¹⁰⁵⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、123頁。

⁽¹⁰⁶⁾ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』、185頁。

⁽¹⁰⁷⁾ 河合秀和「ジョセフ・ロートブラット／池田大作『地球平和への探求』をめぐって」。